

**第3次小牧市地域福祉計画・
第3次小牧市地域福祉活動計画
素案**

**平成 29 年 3 月
小牧市
小牧市社会福祉協議会**

< 目 次 >

第 1 部 計画の概要

1.	計画策定の背景	1
2.	計画の性格、位置づけ	2
(1)	計画の根拠	2
(2)	地域福祉計画、地域福祉活動計画の一体的な策定と位置づけ	2
(3)	市の他計画との関係	2
(4)	計画期間	3
3.	計画の基本的な考え方	3
4.	計画の策定体制	4
5.	地域福祉圏域	5

第 2 部 地域福祉を取り巻く現状と課題

1.	国等の動向	6
2.	小牧市の現状	9
(1)	人口の推移	9
(2)	高齢者世帯の状況	10
(3)	要介護（要支援）認定者の状況	11
(4)	障がいのある人の状況	12
(5)	子どもの状況	12
(6)	生活保護受給世帯の状況	13
(7)	外国人の状況	14
(8)	地区別のそれぞれの状況	14
(9)	災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録状況	15
(10)	地域福祉を推進する団体と活動等の状況	15
3.	市民意識調査からみた状況	19
4.	今後の課題	22

第 3 部 地域福祉計画

1.	基本理念	24
2.	基本目標	25
3.	地域福祉計画の体系図	26
4.	基本計画	27
	基本目標 1 地域福祉の担い手づくり	
〈1〉	支え合いの心の醸成	27
〈2〉	人材の育成・発掘	29
	基本目標 2 地域福祉のネットワークづくり	
〈3〉	地域住民のネットワークづくり	31
〈4〉	交流活動	33
〈5〉	地域住民のネットワークを支える体制づくり	35

基本目標 3 地域福祉の活動づくり	
〈6〉 見守り活動	37
〈7〉 健康づくり・予防活動	39
〈8〉 住民参加型サービスの育成	40
〈9〉 災害時に備えた支援活動	41

第4部 地域福祉活動計画

1. 基本的な考え方	43
2. 地域福祉活動計画の体系図	44
重点事業 1 福祉教育を通じた人材育成の充実	45
重点事業 2 支援を必要とする人を支えるネットワークの構築	48
重点事業 3 地域住民のネットワークを支える体制づくり	51
重点事業 4 地域見守り活動の充実	54
重点事業 5 災害時に備えた支援活動の充実	58

第5部 推進体制

1. 計画の周知と市民参加の促進	61
2. 関係機関などとの連携強化	61
3. 計画の推進体制と進捗管理	61

資料編

第1部 計画の概要

1. 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、人々の暮らしや就労形態などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきの希薄化により、家庭内や地域内の助け合いや支え合いなどの「地域力」が低下しつつあります。

一方で、近年各地で起こっている自然災害などを目の当たりにし、「自助」「互助」「共助」に対する意識が高まり、地域における幅広い支え合いが求められています。そのため、地域の中でお互いに助け合う、「互助」の仕組みづくりを整えることが必要であります。

また、高齢者や障がい者も住み慣れた地域で暮らすことを望んでおり、誰もが地域の一員として認め合い、住民同士が支え合うことが、ますます重要になっています。

今後は、地域に暮らす人々が、地域の一員としてできることを行い、一人ひとりが、地域づくりに参加する意識の醸成と地域の活動に関わる機会を持ち、これらの活動を通して新たなつながりをつくり、福祉の分野だけでなく、防犯や防災などを含め、互助による地域づくりを広げていき、自分たちの住む地域の目指す姿に向かって、市全体が支え合う社会をつくっていくことが必要になります。

2. 計画の性格、位置づけ

(1) 計画の根拠

「社会福祉法」では、第4条で地域福祉の推進について明記するとともに、第107条において、「市町村地域福祉計画」に関する規定が設けられています。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

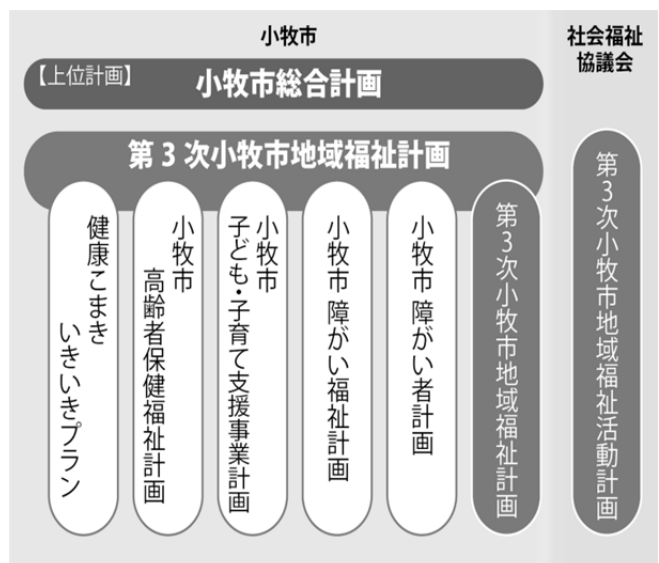
(2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の一体的な策定と位置づけ

「地域福祉計画（基本計画）」は、地域福祉推進のための理念や仕組みを、「地域福祉活動計画（実施計画）」は、地域福祉推進のための具体的な活動を規定することから、実効性の高い計画とするため、第2次計画と同様、第3次計画についても、両計画を一体的に策定しました。

(3) 市の他計画との関係

この計画は、「小牧市総合計画」を上位計画とし、健康こまきいきいきプラン、小牧市高齢者保健福祉計画、小牧市子ども・子育て支援事業計画、小牧市障がい福祉計画、小牧市障がい者計画など、市の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定しました。

高齢者、子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者など、すべての人を地域福祉の視点で捉えた計画で、各分野を支え、つなぐための計画です。



(4) 計画期間

この計画期間は、平成 29 年度～33 年度の 5 年間とします。

年度	平成	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
総合計画基本構想		第5次総合計画										基本構想(10年間)											
総合計画基本計画												前期基本計画(5年間)					新基本計画(5年間)						
地域福祉計画									第1次			第2次				第3次							
地域福祉活動計画									第1次														
障がい者計画		第1期								第2期													
														(第3期)									
		障がい福祉計画							第1期		第2期		第3期		第4期		(第5期)		第6期				
高齢者保健福祉計画		第1次		第2次			第3次			第4次			第5次			第6次		(第7次)		(第8次)			
老人福祉計画																							
介護保険事業計画																							
健康こまきいきいきプラン							第1次							第2次									
次世代育成支援対策行動計画							前期			後期													
子ども・子育て支援事業計画												第1期					(第2期)						

3. 計画の基本的な考え方

この計画の策定および計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

◇ 「地域で支える福祉」と「地域が支える福祉」の推進

市民意識調査において、本市が目指すべき福祉のまちについては「福祉施設をはじめとした福祉サービスが充実したまち」と「地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち」の2つ項目が高い割合を占めています。まさに公的なサービスなどによる「地域で支える福祉」と地域住民やボランティア等による「地域が支える福祉」が求められているといえます。

施設の整備をはじめとする公的なサービスの目標等については、他の計画において定めることとし、本計画においては、その考え方や利用しやすい仕組みづくりなどについて定めることとします。

そして、計画の中心となるのは、「地域が支える福祉」を実現するために必要となる、地域福祉の人材の育成、地域福祉活動を推進する仕組みづくり、支え合いの意識を高めるための福祉教育や啓発活動の推進などです。

◇ 協働と役割

本計画は行政計画であるとともに、地域住民が行動するための基本計画でもあります。

地域住民、地域にある団体や機関、企業、事業所、行政が、それぞれ、役割を果たすとともに、協働して取り組んでいきます。

支え合いは互助が中心となりますが、自助、共助、公助に及ぶものであり、役割として、項目ごとに取り組んでいただく主体を記載しています。

4. 計画の策定体制

地域福祉計画および地域福祉活動計画は、地域住民とともに話し合いを重ねて策定することが重要であり、その策定手法・経過がポイントとなります。

したがって、次のような策定体制・手法により、市と社会福祉協議会とが連携して策定しました。

■ 計画策定委員会

地域福祉に関わるさまざまな分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民による委員で構成する「小牧市地域福祉計画及び小牧市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画に対する意見聴取を行いました。

■ 市民意識調査

この調査は、地域（住民）のために「何ができるか」を聞くとともに、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についても調査しました。【調査対象：18 歳以上の市民 3,000 人】また、市内の中学 2 年生に対しても、地域活動への参加意向や災害時の活動意向等について調査しました。

■ ふくし座談会

地域住民自らが地域の課題や特性を共有し、その課題の解決策を話し合う場として、ふくし座談会を開催しました。（16 小学校区）

■ 各種団体ヒアリング

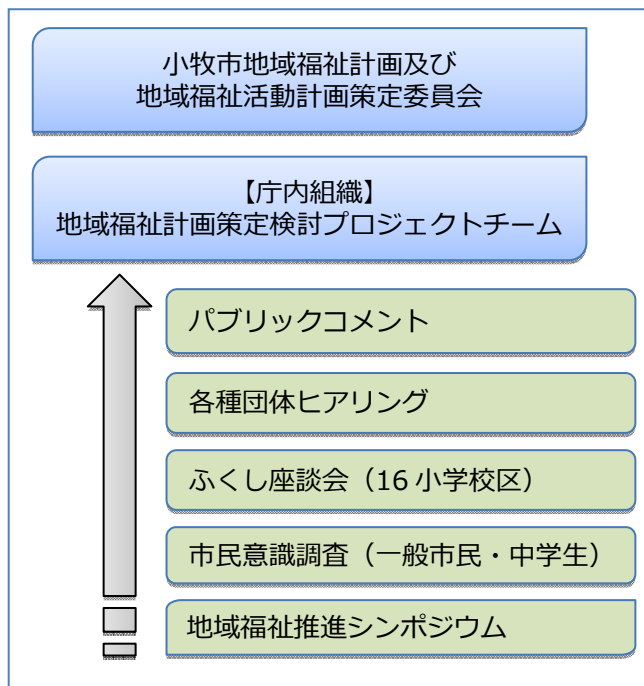
市内で活動するさまざまな団体（当事者団体、ボランティア団体等）に、現在の活動の状況や、今後の課題等についてヒアリングを行いました。

■ パブリックコメント

審議された計画の素案について、広く市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

■ その他

日常生活圏域（小牧市の場合は、6 圏域）のエリアで、地域包括支援センター^{*1}が実施している会議（地域支え合い会議）で出された地域の課題、必要となる支え合い活動などの意見についても、本計画策定の参考としました。



*1 地域包括支援センター：保健師又は看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として行う機関。

5. 地域福祉圏域

地域福祉の課題やニーズは複雑、多岐にわたることから、その内容に応じて、必要なネットワークにより、柔軟で重層的な対応を行うことが重要です。個々の活動を通じて、人と人がつながり、相互に連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。

第1層：小牧市全域

市全域を対象とした施策の企画・調整をする範囲です

主には、市内全域において、公的なサービス（介護保険サービス、福祉サービス）を提供します。

第2層：日常生活圏域 6地区（小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡・北里）

地域包括支援センターや民生委員・児童委員連絡協議会の活動範囲です。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのほか、専門職の配置を行い、年齢や分野を問わない、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

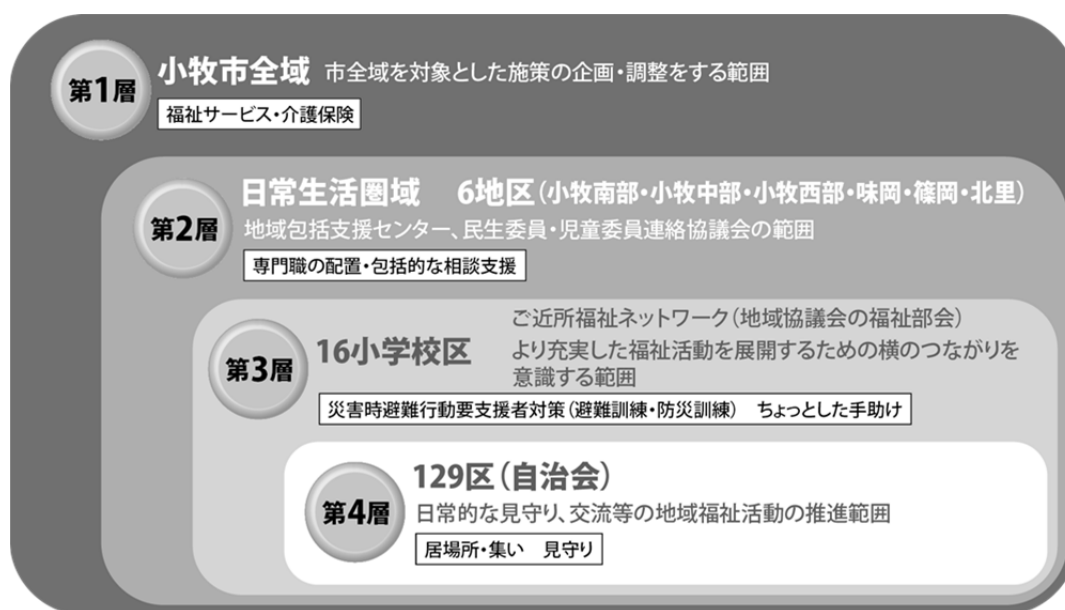
第3層：16小学校区

より充実した福祉活動を展開するため、自治会での取り組み（サロンなど）を通じた横のつながりを意識してもらえる範囲です。この単位では、地域で活動する団体・地域資源の情報集約化・提供、活動する人や住民同士のネットワークをつくり、ご近所福祉ネットワーク※としてさらなる活動の展開などを図ります。また、このご近所福祉ネットワークが、地域協議会の地域福祉を推進します。

（※詳細は、P32、50 参照）

第4層：129区（自治会）

地域の身近な居場所・集いの場の設置単位であり、また、日常的な見守りや声かけ・目配りなど、身近なところで、無理なく活動してもらう範囲です。

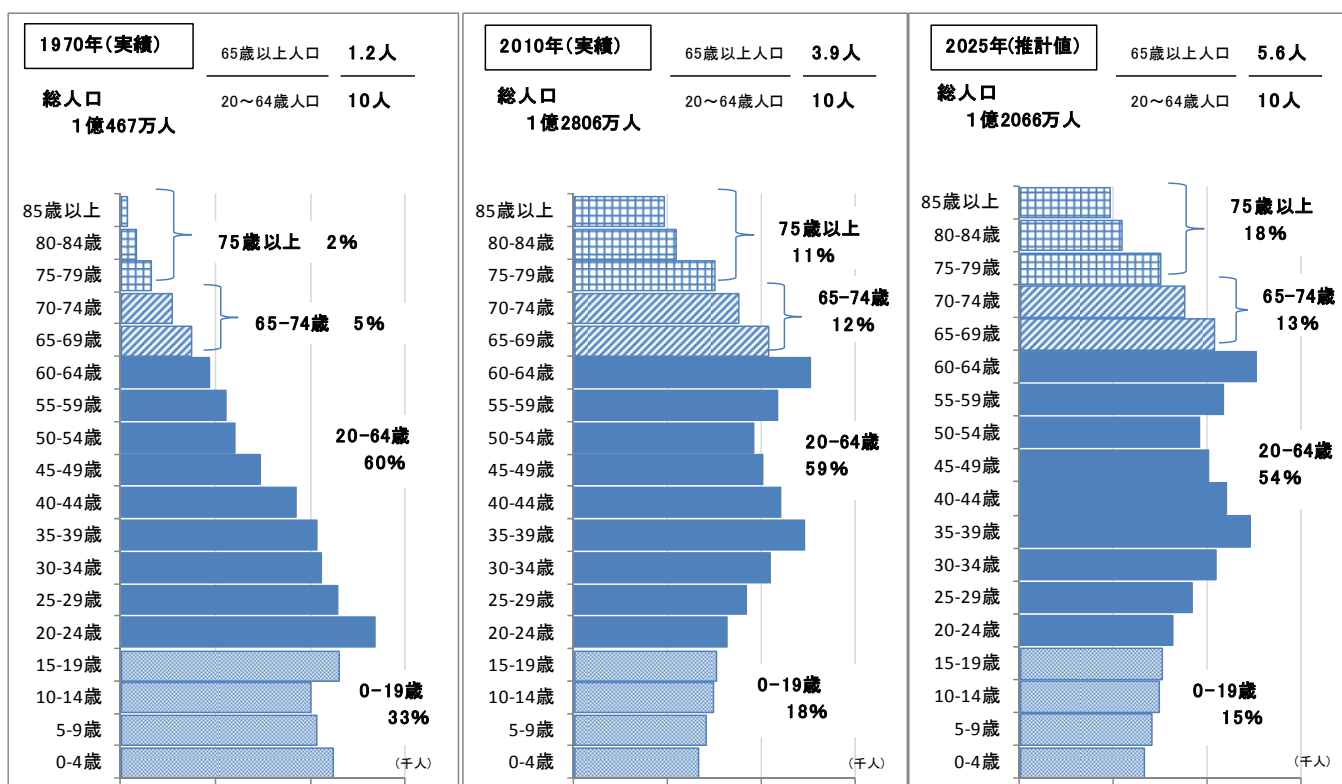


第2部 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 国等の動向

【日本の人口動向】

- ・ 日本の人口は、平成20年（2008年）に1億2,808万人とピークに達し、その後、減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も減少し続け、平成60年（2048年）には、1億人を割り込むと予想されています。
- ・ 年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、一貫して減少する見込みであり、高齢化の進展とともに、支える世代の負担増が予測されています。



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「全国将来人口推計」

【「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現】

- ・ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを構築するとともに、地域づくりの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制を併せて整備することが必要です。
- ・ 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（中間とりまとめ）」（平成28年12月26日）において「地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置付けるべき」と提言され、平成29年の介護保険制度の改正以降の一連の福祉の制度改革において、規定される見込みです。

【介護保険制度関連】

- ・ 平成 12 年（2000 年）4 月に社会全体で高齢者介護を支え合う仕組みとして「介護保険制度」が創設され、介護保険制度は着実に定着してきています。
- ・ 平成 27 年（2015 年）に団塊の世代がすべて 65 歳を迎え、さらには平成 37 年（2025 年）には 75 歳になり、日本全体ではおよそ 5.5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となる、超高齢社会を迎えることとなります。現在、高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの利用が大幅に伸びたことにより、介護費用が急速に増大しています。
- ・ 介護保険制度【平成 26 年改正（平成 27 年 4 月等施行）】では、誰もが住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や保健、福祉、介護等の専門機関や地域が連携を図り、地域全体で、支援やサービス提供ができるよう『地域包括ケアシステム』の構築がより一層、強調されました。
- ・ そのために、地域支援事業（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）を充実させるとともに、平成 29 年 4 月までに新しい総合事業に移行することとなっています。この新しい総合事業では、高齢者の在宅生活を支えるため、地域のボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等のさまざまな主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供などの体制の構築が求められています。

【障がい者関連】

- ・ 平成 23 年の「障害者基本法」の改正を受け、障がい者が地域の一員として、さまざまな分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域においても障がい者等が参加しやすい地域活動等への支援が求められています。
- ・ 平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行（一部、平成 26 年 4 月施行）され、障がい者の定義に難病患者等が追加されました。また、今後、地域で生活する障がい者が増えることが予想され、地域においても、さまざまな障がいに対する理解や配慮等を行い、障がい者が地域の一員として、共生していくことが求められています。
- ・ 平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮が求められています。

【生活困窮者自立支援関連】

- ・ 平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に包括的な支援を提供するため、福祉や雇用だけでなく、地域の居場所やつながりが求められています。

【子どもの貧困関連】

- ・ 平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。この法律の施行を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとされ、子どもの生活支援など、地域全体で子どもやその家庭を見守ることが期待されています。

【子ども・子育て支援制度】

- ・ 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることが期待されています。

【災害対策関連】

- ・ 平成 23 年に発生した東日本大震災において、多くの高齢者、障がい者等が犠牲になったことを受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部が改正され、災害時の避難に特に配慮を要する者に関する名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けるとともに、第三者への情報提供の可否に同意をした方の台帳（避難行動要支援者台帳）を消防、民生委員・児童委員等の支援者にあらかじめ提供することが可能となりました。
- ・ 地域においては、災害時に備え、平常時から支援者と避難行動要支援者が顔見知りの関係性となり、具体的な避難方法等について、話し合い、共有しておくことが期待されています。

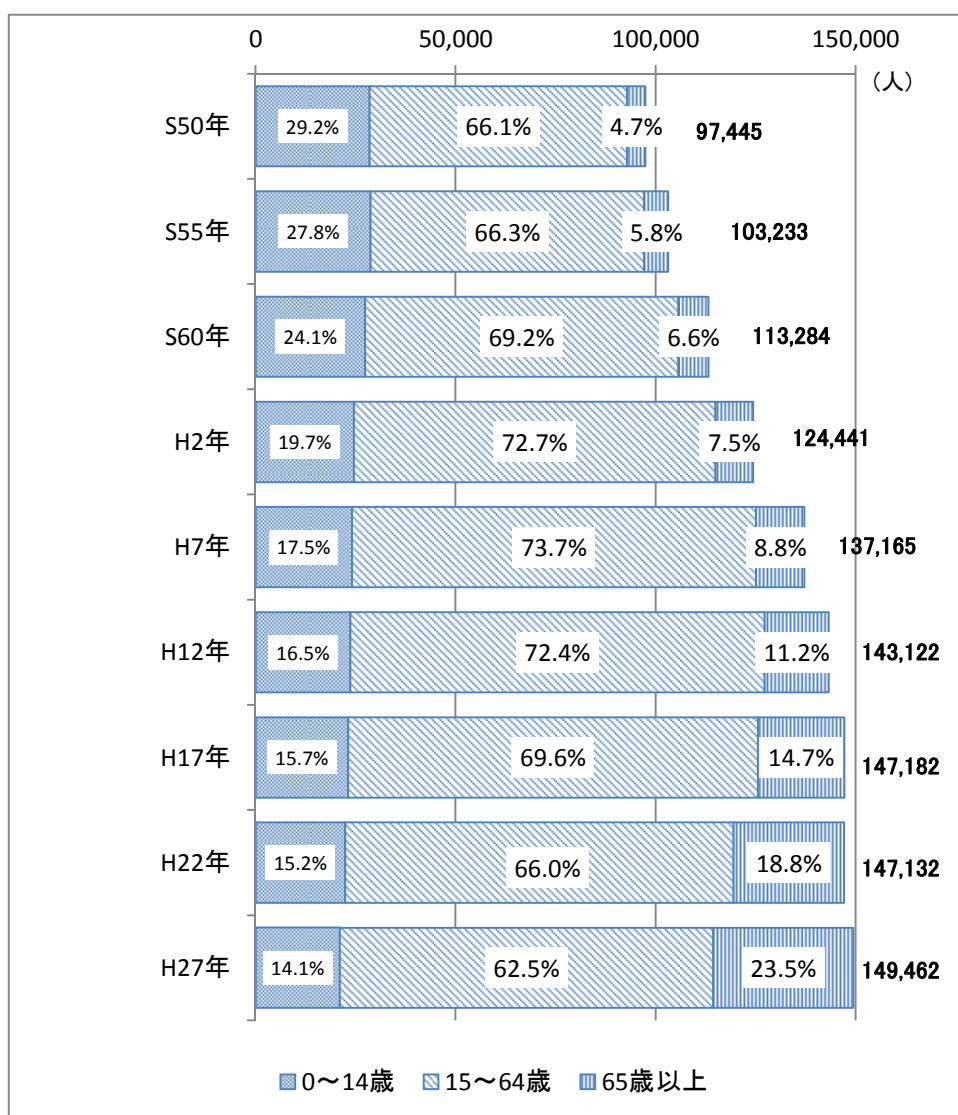
2. 小牧市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると 149,462 人となっており、昭和 50 年の 97,445 人から、40 年間で 52,017 人、約 1.5 倍に増加しています。

年齢別の構成比をみると、0～14 歳人口は年々低下し続けているのに対し、65 歳以上人口は年々増加し続け、特に団塊の世代が高齢者となった平成 27 年は高齢化率 23.5%、平成 22 年に比べて約 4.7 ポイントの増加となっています。

図表－1 年齢三区分別人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳（平成 17 年 955 人、平成 22 年 207 人）を含む。(資料) 国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

① 高齢者のいる世帯の推移

本市の総世帯数も増加し、平成 27 年では 59,332 世帯となっています。

また、近年では高齢者のいる世帯の増加が大きく、特に高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の増加が大きくなっています。

図表－2 高齢者のいる世帯の推移

(単位:世帯、%)

区分	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年
総世帯	49,877	53,092	55,749	59,332
うち高齢者のいる世帯	11,214	14,659	18,322	21,671
うち高齢者単身世帯	1,392 (12.4)	2,251 (15.4)	3,124 (17.1)	4,293 (19.8)
うち高齢者夫婦世帯	3,049 (27.2)	4,553 (31.1)	6,077 (33.2)	7,487 (34.5)
うち高齢者同居世帯	6,773 (60.4)	7,855 (53.6)	9,121 (49.8)	9,891 (45.7)

(注)()内は高齢者のいる世帯に対する構成比 (資料)国勢調査

② 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別にみると、女性が男性の約 2 倍となっています。また、年齢別にみると、75 歳以上の後期高齢者が増えており、平成 27 年では前期高齢者と後期高齢者の割合はおおむね同割合となっています。

図表－3 性別・年齢別高齢者単身世帯

(単位:人)

区分	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
H12 年	464	399	275	153	101	1,392
H17 年	700	620	486	296	149	2,251
H22 年	917	792	669	465	281	3,124
H27 年	1,106	1,066	951	665	505	4,293
内男性	537	394	269	154	120	1,474
内女性	569	672	682	511	385	2,819

(資料)国勢調査

③後期高齢者の状況

後期高齢者については、年々増加し、平成 28 年では 15,118 人となっています。今後、団塊の世代が後期高齢者になっていくため、さらに増加することが予想されます。

図表－4 後期高齢者数の推移

(単位:人)

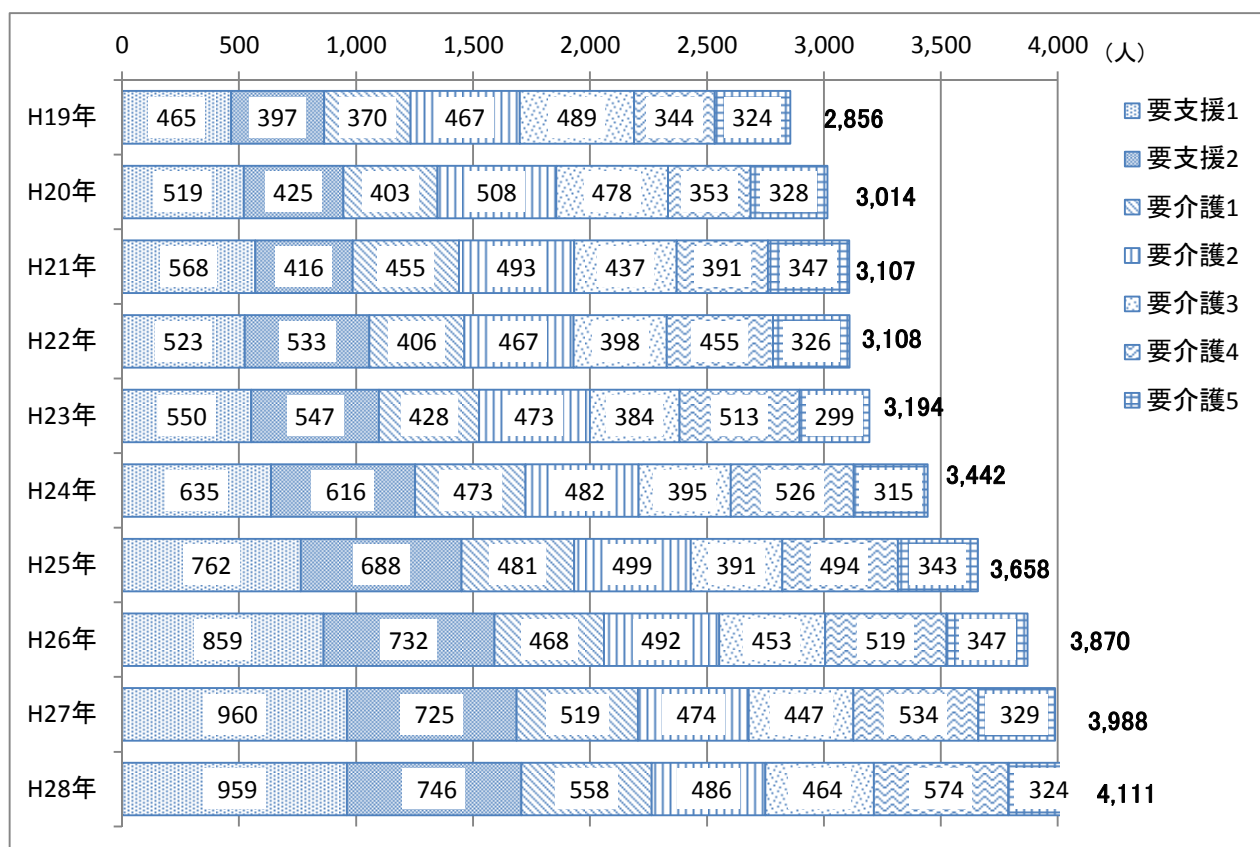
区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
後期高齢者数	11,182	1,1920	12,584	13,235	14,093	15,118

(資料) 小牧市 (各年 10 月 1 日現在)

(3) 要介護(要支援)認定者の状況

介護保険の要介護(要支援)認定者は、平成 28 年 10 月現在 4,111 人となっており、平成 19 年の 2,856 人から約 1.4 倍に増加しています。

図表－5 要介護(要支援)認定者の推移



(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年 10 月 1 日現在)

(4) 障がいのある人の状況

平成 28 年 4 月 1 日現在、障害者手帳を所持している人の総数は 6,498 人となっており、年々増加傾向にあります。その内訳としては、身体障害者手帳所持者が 4,477 人、療育手帳所持者が 1,053 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 968 人となっています。複数の障がいがある方もいるため、合計が単純に障がいがある人の数にはなりません。概ね市民の 4.2%、つまり 24 人に 1 人が何らかの障がいを有していることになります。

また、難病患者数として、指定難病特定医療費公費負担の対象人数は、平成 27 年度末現在で、延べ 911 人となっています。

図表－6 障がいのある人(障害者手帳所持者)の全体数の推移

(単位:人)

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計	総人口に 占める割合
H23 年	4,297	858	602	5,757	3.8%
H24 年	4,407	903	678	5,988	3.9%
H25 年	4,565	949	750	6,264	4.1%
H26 年	4,470	988	837	6,295	4.1%
H27 年	4,494	1,009	901	6,404	4.2%
H28 年	4,477	1,053	968	6,498	4.2%

(資料)小牧市(各年4月1日現在)

(5) 子どもの状況

昭和 49 年に合計特殊出生率が 2 を割って以来、全国的に依然として少子化傾向にあります。本市では、近年、上昇傾向にありますが、以前として 2 を割っています。

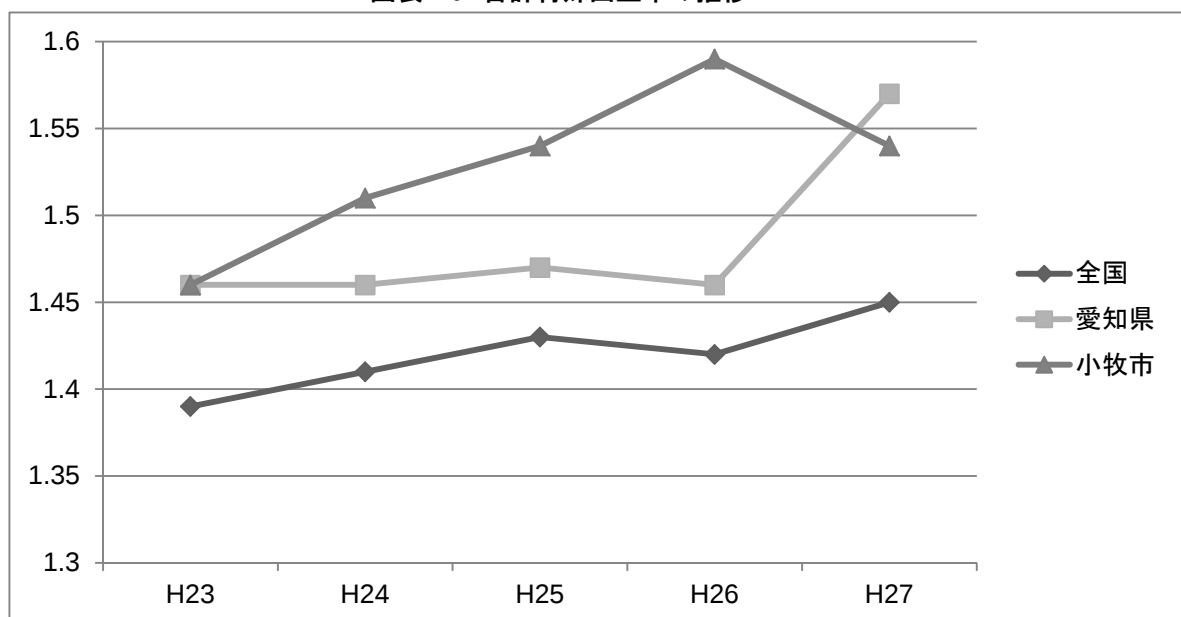
図表－7 出生数の推移

(単位:人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
出生数	1,351	1,345	1,327	1,330	1,254

(資料)小牧市

図表－8 合計特殊出生率の推移



(6) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯及び受給者数については、平成 21 年度以降、リーマンショックの影響で増加しましたが、近年、やや減少傾向にあります。

その中でも、高齢者世帯の割合が増えてきており、地域とのつながり（見守り、居場所）が必要になってきています。

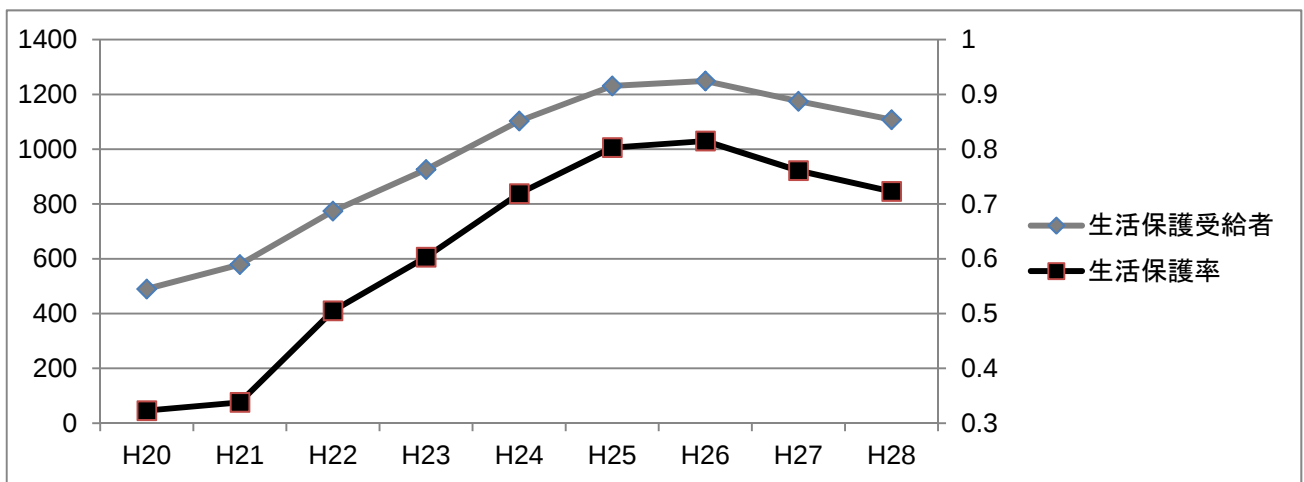
図表－9 生活保護受給者世帯及び生活保護受給者数の推移

(単位:世帯、人)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
生活保護 受給者世帯	345	398	536	633	744	824	824	791	785
生活保護 受給者	490	579	774	926	1,103	1,231	1,249	1,175	1,108

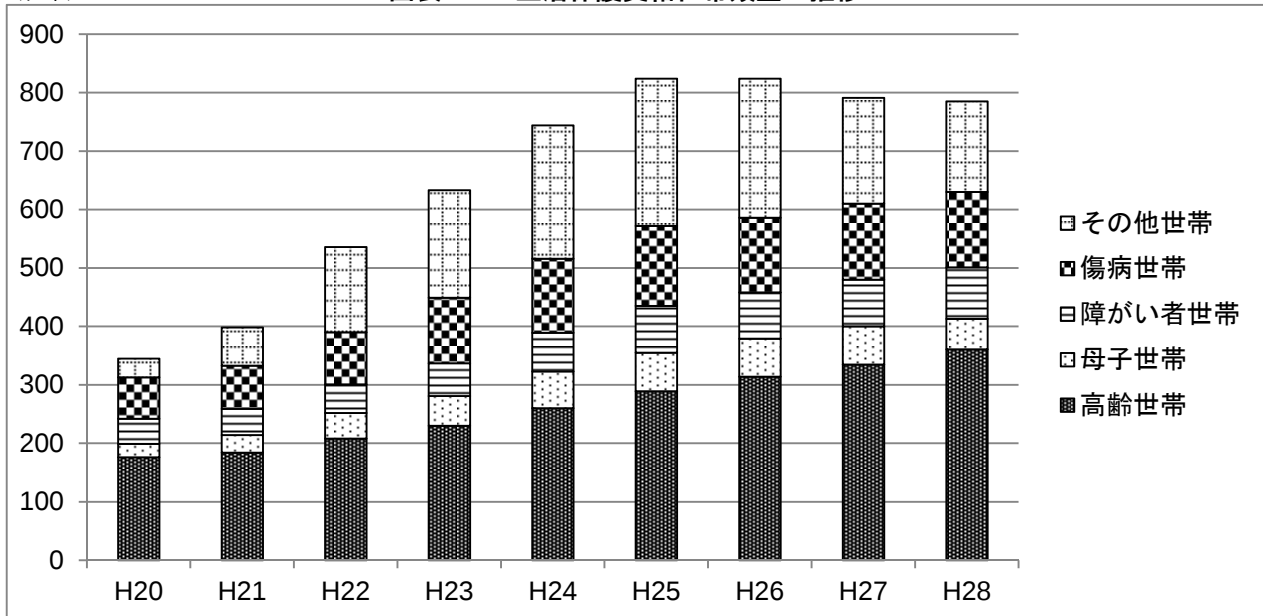
(資料)小牧市(各年3月31日現在)

図表－10 生活保護受給者及び生活保護率の推移



(資料)小牧市(各年3月31日現在)

図表－11 生活保護受給世帯類型の推移



(資料)小牧市(各年3月31日現在)

(7) 外国人の状況

平成 28 年 7 月 1 日現在、本市で暮らしている外国人は 7,751 人となっています。総人口に占める割合は約 5.0%と、全国及び愛知県を上回っています。

国別にみると、ブラジルが 2,833 人と最も多く、外国人登録者全体の約 36.6%を占めています。フィリピン、中国も 1,000 人前後と多く、アジア全体で約 3,500 人となっています。

図表－12 国別外国人登録者

(単位:人)

国名	人口	国名	人口
ブラジル	2,833	韓国・朝鮮	478
フィリピン	1,121	東南アジア・南アジア	420
中国	937	アメリカ	13
ペルー	749	イギリス	1
ベトナム	543	その他	656
合計		7,751	
総人口に対する外国人の割合		5.0%	

(資料)小牧市(H28 年7月1日現在)

(8) 地区別のそれぞれの状況

小牧市では、町村合併などの歴史的背景のもとに、小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡、北里の 6 地区があり、民生委員・児童委員連絡協議会などの活動単位や「日常生活圏域」として、地域包括支援センターの圏域にもなっています。

高齢化率は、地区別にみると、北里地区が 26.4%と市内で最も高くなっています。将来的には、桃花台地区を含む地域である篠岡地区の高齢化率が非常に高くなることが予想されます。

図表－13 地区別人口

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
総人口(人)	24,066	21,323	20,145	33,664	34,616	19,803	153,617
高齢化率(%)	19.6	20.0	22.8	24.3	24.6	26.4	23.0
ひとり暮らし高齢者(人)	1,033	1,068	862	1,649	1,503	979	7,094
高齢者のみ世帯(世帯)	1,980	1,829	1,773	3,398	3,301	2,059	14,340
後期高齢者(人)	2,292	1,922	1,827	3,583	3,183	2,311	15,118
要支援1・2(人)	251	230	217	362	403	242	1,705
要介護1～5(人)	339	298	296	536	561	351	2,401
障がいのある人(人)	935	879	844	1,473	1,454	853	6,438

(資料)小牧市(H28 年 10 月 1 日現在)

※「障がいのある人」: 障害者手帳を所持している人のなかで、住所地特例等の方は除く。

(9) 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録状況

小牧市では、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、本人（または家族）が第三者への情報提供を承諾されたもの（台帳）について区長、民生委員・児童委員、自主防災会、消防本部、警察署、社会福祉協議会に配布しています。

一部の地域では、配布された台帳を活用し、平常時の見守りはもとより、災害時の支援のあり方、その体制づくりを行っています。

図表－14 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録者数

名簿登録者数	5,310 人
そのうち 台帳登録者数	2,395 人
登録率	45.1%

(注) H28 年 10 月 1 日現在

本市の災害時避難行動要支援者の対象

- ・ 要介護認定 3 以上の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級 または 療育手帳 A ・ B の所持者
- ・ その他、支援が必要と認めた者

(10) 地域福祉を推進する団体と活動等の状況

① 民生委員・児童委員

平成 28 年 12 月現在、195 人の民生委員・児童委員が委嘱され、支援を必要とする方への相談や訪問、専門機関への連絡調整などさまざまな活動をしています。

また、このうち 13 人の方が主任児童委員に指名されており、区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、児童福祉の推進のため、活動を展開しています。

活動日数については、年々、増加傾向にあり、その大半を自主活動・地域福祉活動が占めています。活動内容は、日常的な支援、在宅福祉が多く、その大半が高齢者を対象とするものになっています。

図表－15 民生委員・児童委員の数

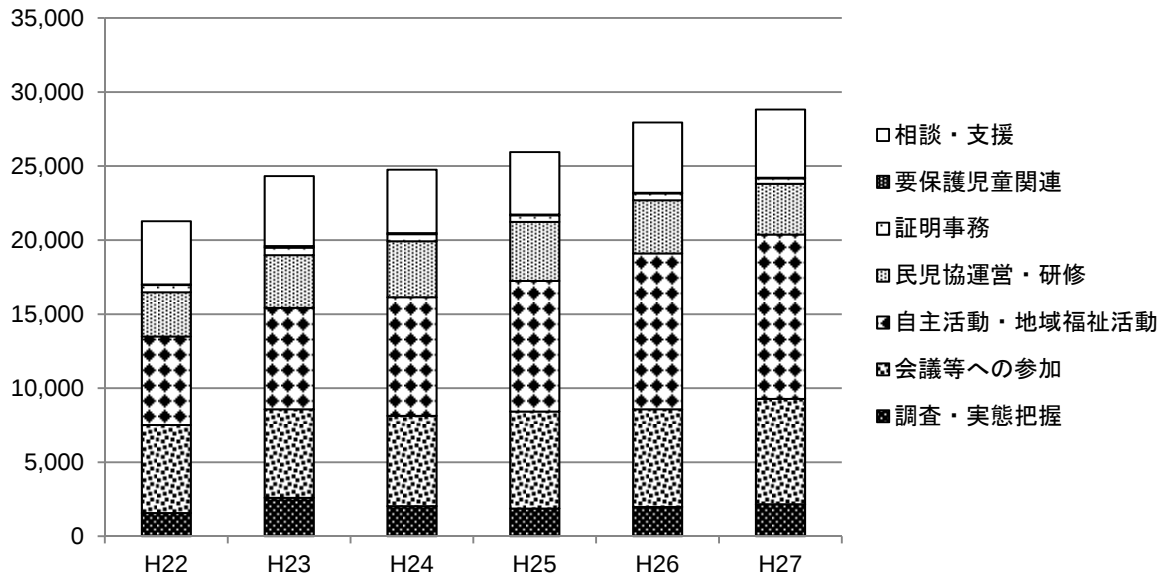
(単位: 人)

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
民生委員・児童委員	25	29	29	43	40	29	195
内主任児童委員	2	2	2	2	3	2	13

(注) H28 年 12 月 1 日現在

(件)

図表-16 民生委員・児童委員の活動状況



(資料) 小牧市(各年度実績)

②老人クラブ

平成28年4月1日現在、市内には、75 団体、5,120 名の方が区を単位に組織された老人クラブに加入している状況ですが、近年では、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表-17 老人クラブ団体数及び会員数

(単位: 団体・人)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	79	79	77	75
会員数	5,728	5,581	5,314	5,120

(注) 小牧市 (各年4月1日現在)

③ボランティア

平成28年3月31日現在、市内には113 団体、4,299 人(個人を含む)が社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をして活動しています。

登録者数の内訳としては、女性の割合が高くなっています。

図表-18 ボランティア登録数

(単位: 団体・人)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	120	118	118	113
会員数	4,481	4,507	4,543	4,299

(注) 小牧市社会福祉協議会 (各年3月31日現在)

図表－19 ボランティア登録状況

区分	団体	登録者数(人)		
		男性	女性	計
高齢者を支える	10	40	241	281
障がい者を支える	13	66	238	304
保健・健康づくり	10	9	216	225
防犯・防災	5	134	49	183
芸能・レクリエーション	29	162	359	521
文化・教育・子ども	33	123	388	511
環境・まちづくり	13	198	717	915
個人	—	—	—	278
ジュニア奉仕団 ^{*2}	—	—	—	1,081
計	113 団体	732	2,208	4,299

(注) 個人、ジュニア奉仕団の男女別は不明のため、男女合計と登録者数合計は不整合

*2 ジュニア奉仕団：各中学校に組織されたボランティア団体。街頭募金活動、施設訪問など各種行事の手伝いなどの奉仕活動が行われている。

④市民活動団体

平成 17 年 4 月に市民活動推進条例が施行となり、同年 6 月には市民活動センターを開設しました。平成 28 年 11 月現在「市民活動団体」として 122 団体が登録し、さまざまな活動が取組まれています。

図表－20 市民活動団体数

(単位: 団体)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	94	102	107	113

(注) 小牧市 (各年 3 月 31 日現在)

⑤自治会

小牧市の自治会加入率については、近年、微減しているものの、依然として 8 割を超えている状況です。そのため、小牧市における地域活動の多くが、自治会が中心となって実施されているところがある一方で、集合住宅等において、未加入者も多く、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

図表－21 自治会加入率

(単位: %)

区分	H25	H26	H27	H28
自治会加入率	83.6	83.4	82.6	82.1

(資料) 小牧市 (各年 3 月 1 日現在)

⑥地域協議会

本市では、低下した地域の“絆力”を高め、区をはじめとした各種地域団体や地域住民の方々が連携・補完しあい、区より広域で地域活動を効果的・効率的に行う新しいコミュニティ組織として、小学校区単位で地域協議会の設立を目指しています。

平成 28 年 8 月現在、3 つの小学校区（陶小・篠岡小・小牧原小）で設立されています。

⑦防犯パトロール

安全・安心のまちづくりの推進のため、地域住民自らが防犯パトロール隊を結成し、地域に見守りを含めた防犯活動を実施しています。

平成 28 年 8 月現在、市内で 85 団体が組織されています。

⑧地域 3 あい事業

地区の会館等を利用した世代を超えた交流活動に対して助成を行う地域 3 あい事業を実施しています。平成 27 年度は、全 129 区中 69 地区で取り組みが実施されました。

⑨ふれあい・いきいきサロン

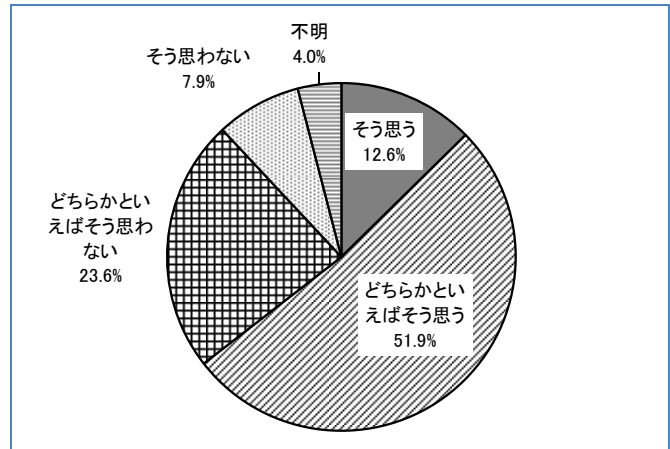
地域住民の生きがいづくり、閉じこもり予防及び健康維持・増進などを目的として、地区の会館等を利用した『ふれあい・いきいきサロン』（以下「サロン」という。）活動を進めています。平成 28 年 10 月 1 日現在で市内 48 箇所において開催され、茶話会、会食会、レクリエーションなどさまざまな活動が行われています。

また、サロンでは、フードバンク活動を実施する NPO 法人セカンドハーベスト名古屋と連携協定を結び、飲み物、茶菓子などの食料提供を行っています。

3. 市民意識調査からみた状況

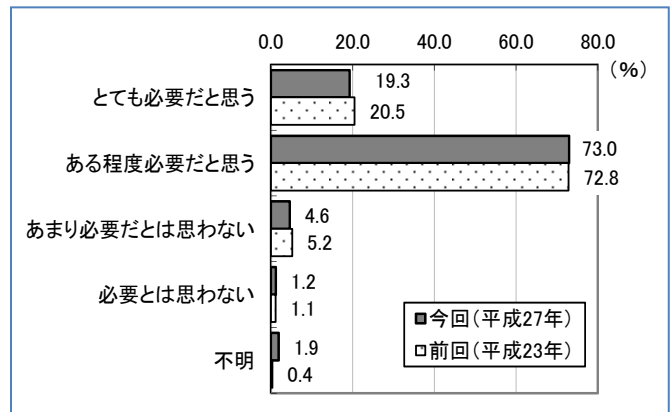
①地域福祉についての考え

3分の2の人が小牧市は、「地域活動（自治会活動や防犯活動など）やボランティア活動が活発なまち」だと思っています。



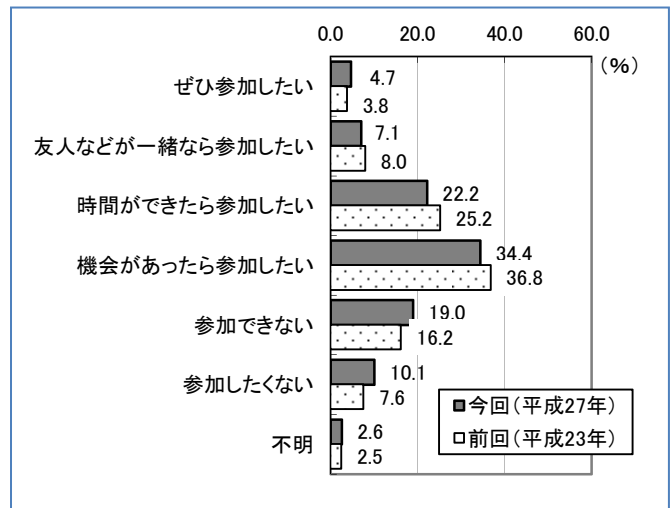
②住民同士の関わりについて

住民同士の関わりを必要だと思う人が、前回同様、大半を占めています。



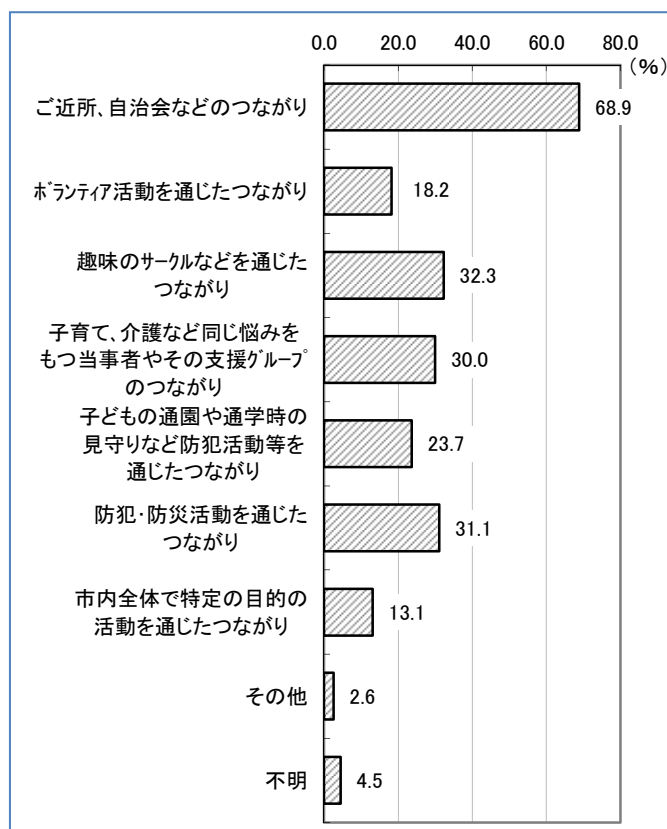
③今後のボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への参加意向は、「ぜひ参加したい」人が前回調査より微増していますが、「参加できない」「参加したくない」人が増えています。



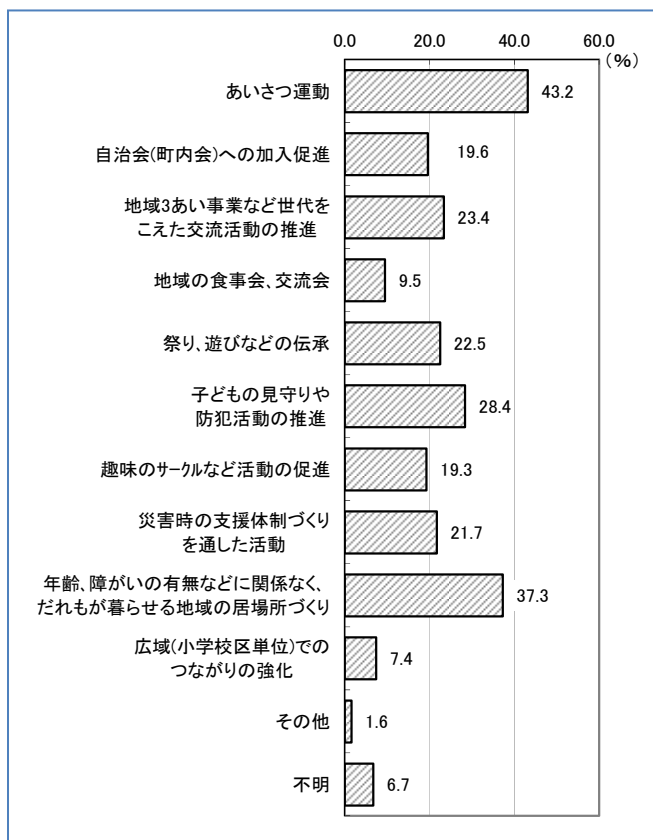
④新たな支え合いの関係を築くために 必要なつながり

新たな支え合いの関係を築くために必要なつながりとして、約 69%が「ご近所、自治会などのつながり」をあげています。その他、「趣味のサークルなどを通じたつながり」、「防犯・防災活動を通じたつながり」、「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」など、さまざまなつながりを期待する人が多くなっています。



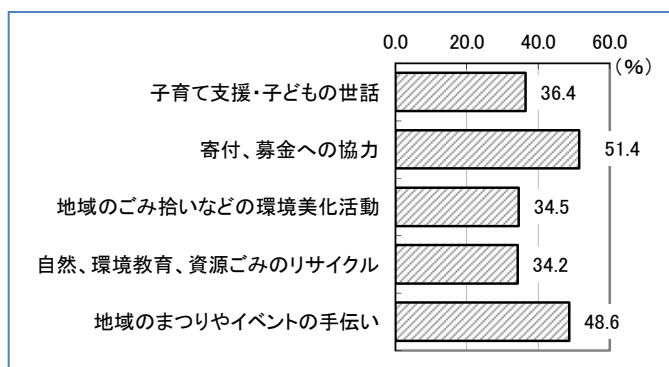
⑤新たな地域のつながりを築くために 進めるべき取り組み

新たな地域のつながりを築くために進めるべき取り組みとして、「あいさつ運動」をあげる人が最も多く、次いで「年齢、障がいの有無などに関係なくだれもが暮らせる地域の居場所づくり」、「子どもの見守りや防犯活動の推進」を上げる人が多くなっています。



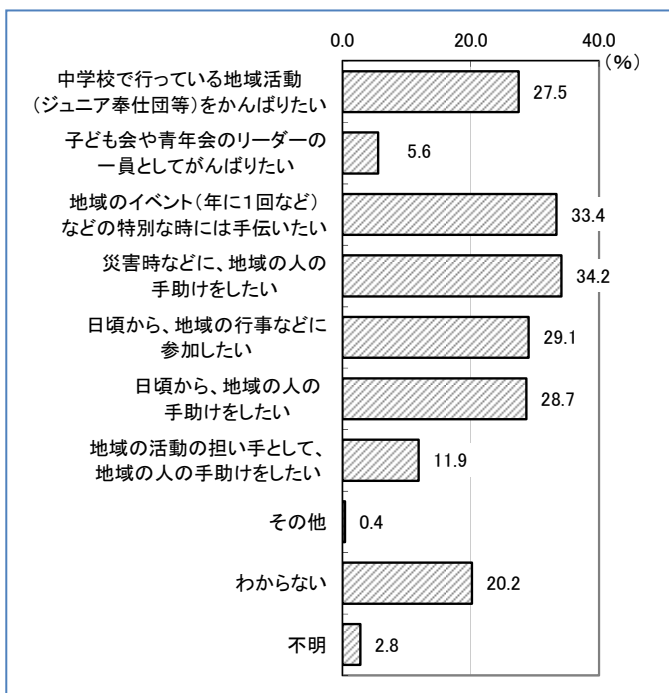
⑥中学生が地域活動でやってみたいこと

中学生が、地域活動でやってみたいこととして、半数が「寄付、募金への協力」をあげていますが、その他「地域のまつりやイベントの手伝い」「子育て支援・子どもの世話」が多くなっており、さまざまな活動に関してやってみたいとしています。



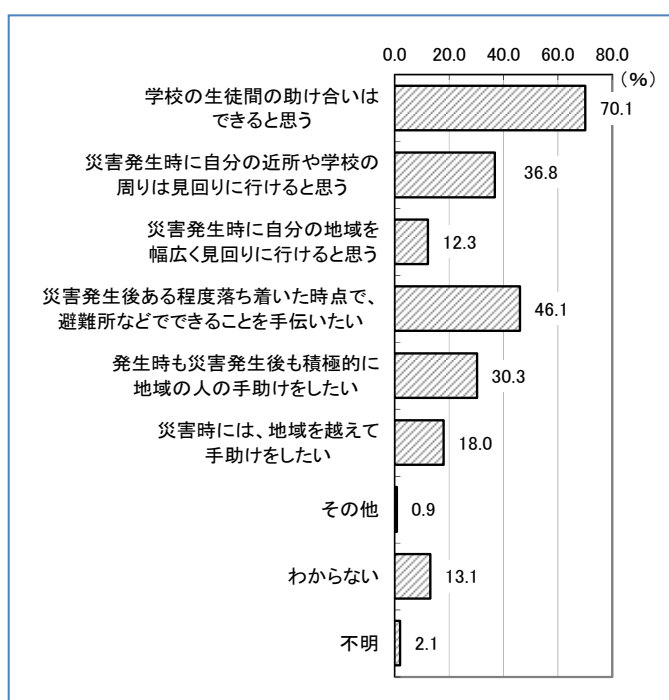
⑦中学生が日頃生活している中での、地域の一員としてのあり方

中学生が、日頃生活している中で地域の一員の在り方として、「災害時などに、地域の人の手助けをしたい」、「地域のイベント（年に1回など）などの特別な時には手伝いたい」、「日頃から、地域の行事などに参加したい」など、地域の活動に参加したいと考えている人が3名に1名の割合でいることがわかります。



⑧中学生が災害時に地域の一員としてできること

中学生が、災害時に地域の一員としてできることでは、7割が「学校の生徒間の助け合いはできると思う」をあげている他、「災害発生後ある程度落ち着いた時点で、避難所などでできることを手伝いたい」とする人も約46%おり、災害時に活動したいとする人が半数程度いることがわかります。



4. 今後の課題

本市の現状、市民意識調査や団体ヒアリング等から出された意見などをもとに、以下の3点を今後の重点課題としてまとめました。

【福祉の担い手に関する課題】

- 各地域においては、つながりの機会となる交流会やイベントなどが開催されていますが、住民にとっては、地域福祉活動というものに対して敷居が高いと感じたり、なじみがないといった意識の人が多くなっています。
そのため、地域福祉活動は、身近で、参加しやすいものであること、場合によっては、既に地域福祉活動に参加しているが、それが地域福祉活動だと気づいていない方への“気づき”を促すため、現在の地域の交流会やイベントなどの場において啓発していくことが重要です。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動を実施している方を対象に、分野ごと（高齢、災害・防災関連、障がい）の勉強会を実施していますが、参加者数は横ばいの状況であることから、それぞれの分野で課題や話題となっている事項をテーマとして、継続的に勉強会などを開催していく必要があります。
- 市や社会福祉協議会は、出前講座などを通じて、地域福祉活動の啓発用のチラシを配布していますが、より多くの地域福祉活動の担い手を確保するため、新たな方策を検討する必要があります。
- 認知症や障がい者（児）への理解を高め、住民同士が支え合いながら生活していくためには、福祉教育の充実が必要です。
- 中学生へのアンケート結果によると、約47%がボランティア活動への参加経験があり、また、地域の一員として何らかの役割を果たしたいと考えている生徒が多くいます。中学生も地域の一員として地域の活動に積極的に参加できるよう支援していくとともに、地域福祉活動の次の担い手として育成していく環境を整えていくことが求められています。

【人と人とのつながりに関する課題】

- サロン活動、見守り活動など、住民主体のさまざまな活動が行われていますが、地域においてこうした活動の認知度を上げていく必要があります。
- 地域の活動や資源をより効果的に活用していくためには、地域で活動する人や団体等の横のつながりを強化する必要があり、そのためのコーディネート機能が重要になっています。
- 『ふくし座談会』を通じて、支え合いによる地域づくりの推進に向け、既存の地域福祉活動や考え方を共有し、福祉分野の活動だけでなく、防犯、防災などを含め、地域の多様な活動とのつながりを広げていくことが求められます。
- 地域福祉活動については、支援される側、支援する側といった役割を固定するのではなく、それぞれができることを補いながら、地域社会の一員として自由に参加できる仕組みづくりが重要です。
- 地域においてさまざまな活動を展開するためには、支援が必要な方の情報が必要となる場合もあることから、情報管理、情報提供のあり方について整理が必要です。

【地域福祉活動に関する課題】

- 高齢者の身近な居場所として、サロンを開設する動きが増えています。一方で、介護保険制度の改正に伴い、住民が主体となるサービスも期待されています。今後は、住民主体のサービスが継続的・安定的に提供される基盤づくりが必要です。そのためには、地域で展開されるサロンの立ち上げの支援や、既存のサロンが継続していける支援が必要です。また、サロンが地域のさまざまな人が集える場となるよう、専門職を派遣し、支援を行っていくことが重要です。
- 生活のしづらさを感じている住民が少なからずいます。その中には、行政サービスだけでは対応しきれないものもあり、地域住民で支え合える仕組みづくりが求められています。
- 避難行動要支援者への支援は、災害時にすぐに実施できるものではなく、日ごろの備えが必要であり、地域住民が主体的に行うことが期待されています。まずは、地域の状況にあわせて避難行動要支援者台帳の活用方法や支援方法等の検討を行うことが必要です。

第3部 地域福祉計画

1. 基本理念

本計画は、本市において、地域と行政が協働で、小牧市にあった地域福祉の構築を目指す計画です。本計画が目指すべき姿については、第2次地域福祉計画からの理念を踏襲します。

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- この基本理念には、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを推進する思いが込められています。
- 地域には、生活や健康に不安のある人、生活がしづらいと感じている人、育児不安を抱えた子育て家庭など何らかのサービスや支援が必要な人もいますが、このような人も含め、誰もが福祉や地域の支えが必要となる可能性があり、福祉や支え合いは一部の人たちだけの問題ではなく、一部の人だけのものでもありません。
- 地域での支え合い・助け合いは、「支援する人」「支援される人」といった固定的な関係ではなく、誰もが地域の一員であり、支える側にも、支えられる側にもなることが考えられます。これらの意味を『あなたが主役』という言葉で表現しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、公的なサービスや支援だけでなく、地域住民同士がお互いに助け合い・支え合っていく仕組みや環境が必要であり、地域 住民、関係団体、行政などの関係者が「つながる」ことが重要となります。これらの意味を『助け合いの輪でつながるまち』という言葉で表現しています。

2. 基本目標

基本理念として定めた、『あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき』を実現するため、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

子どもから高齢者まで、地域に暮らす、すべての人がそれぞれのできることを活かして、ともに支え合って生活していることの理解を深めるよう働きかけていきます。

あわせて、地域で生活する人が、地域における活動に参加し、担い手として活躍できるよう、幅広い参加のきっかけづくりの提供や担い手の育成を進めます。

また、さまざまな活動をする人に対する地域福祉の普及啓発や活動する人同士のつながることにより、今までの活動の幅を広げ、より充実した活動となるよう支援します。

基本目標2 地域福祉のネットワークづくり

地域住民の暮らしを支えるため、自治会（区）を基本とする地域福祉活動の充実に向けて支援します。

また、小学校区を単位として、自分たちの地域のあるべき姿、目指す姿などについても話し合い、区長、民生児童委員、ボランティアなどの横のつながりを強化し、地域の支え合い助け合いのネットワークづくりを推進します。

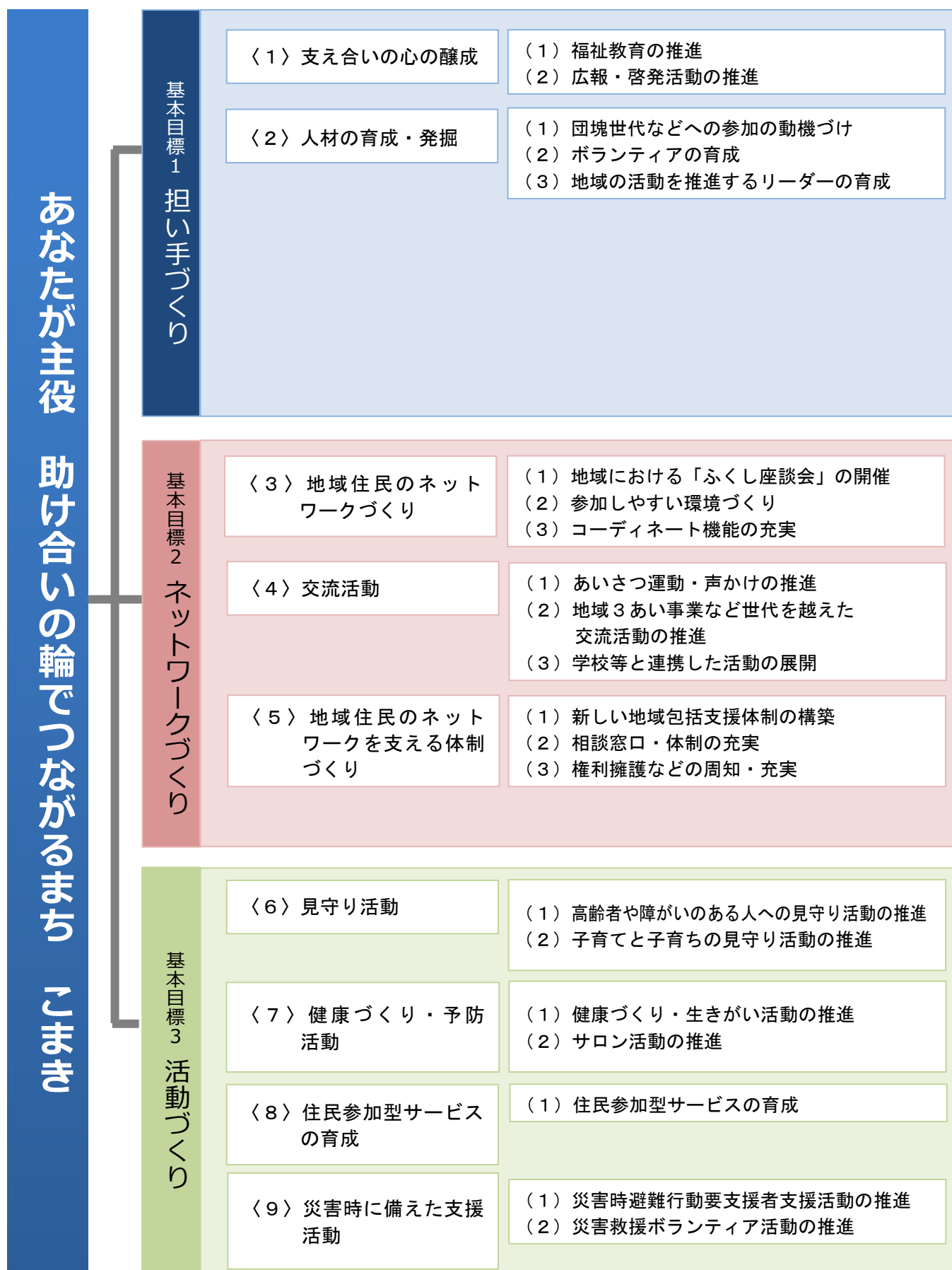
基本目標3 地域福祉の活動づくり

地域の人々が求めるニーズが多様化している中で、公的なサービスだけではなく、地域での助け合いなど、地域に期待される役割が大きくなっていることへの理解を深めます。

特に、住み慣れた地域で誰もが安心して住み続けられるよう、住民主体の活動の活性化を図ります。

また、これらの住民主体の活動が、安定的に、そして、継続的に行えるように支援します。

3. 地域福祉計画の体系図



4. 基本計画

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

〈1〉支え合いの心の醸成

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・市民意識調査では、中学生も、地域の一員として何かをしたいと思っている生徒の割合が高くなっています。
- ・中学生だけでなく、高校生、若者が、地域で活躍できる場・機会が少ない。
- ・隣近所のつきあいが希薄化しており、自助、互助の大切さを改めて考える。
- ・認知症やさまざまな障がいなどについての正しい理解と認識が必要である。正しい知識がないため、対応に困ることがある。

取組と役割

(1) 福祉教育の推進

①学校等と連携した福祉教育の充実

- 小学生、中学生、高校生の各世代に対して、学校等と社会福祉協議会や社会福祉施設が連携し、交流や体験を通じて正しい知識を学ぶ機会の提供を図ることで、児童・生徒の福祉の心を育んでいきます。
- 児童・生徒が高齢者や障がい者との交流やスポーツなどを通して、お互いの理解を深める機会の充実を図ります。

取組・事業の主体 学校、社会福祉協議会、社会福祉施設

②地域における福祉の心の醸成

- 地域の行事など、さまざまな機会を通して、認知症や障がいについて学ぶ機会の充実を図ります。
- 地域住民に地域福祉の必要性を感じてもらうよう、防災訓練などのイベントにおいて、啓発活動を推進します。
- ジュニア奉仕団の卒団生等で構成したボランティア団体「ココボラ^{*3}」のように、中学校卒業後もボランティア活動が続けられる環境を整備するとともに、地域の一員として、地域のさまざまな活動やイベント等に参加できるよう働きかけを行います。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市、地域住民、学校

*3 ココボラ：ジュニア奉仕団の卒団生を中心に組織されたボランティア団体。各イベント等の協力のほか、ひとり親家庭学習補助などメンバーの自主性を重視した活動を展開している。

(2) 広報・啓発活動の推進

①講座・啓発等の拡充

- 市や社会福祉協議会が連携して、出前講座を積極的に実施し、地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉の意識を高めます。
- 地域で取り組まれている活動について、市や社会福祉協議会のホームページ、広報紙等を活用し、普及啓発を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民

②ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの普及

- 地域住民が認知症や障がいの特性などについて正しい知識を学び理解を深めることにより、誤解や偏見をなくし、高齢者や障がいのある人など見守りや手助けが必要となる人が地域で普通に暮らせる社会をめざす理念（ノーマライゼーション）の普及に努めます。
- 地域のつながりの必要性を再認識するとともに、生活困窮者や障がい者など社会的に弱い立場にある人を含めてすべての人々が健康で文化的な生活を送ることができるよう、“社会の一員として共に助け合う”理念（ソーシャルインクルージョン）の普及に努めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会

③各種イベントの開催

- 社会福祉協議会、市民活動センター、ボランティア団体などと協力して、市社会福祉大会、福祉展、介護展、市民活動祭などの開催を通じて、地域住民の福祉意識を高め、地域活動への参加の動機づけを行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、社会福祉施設

〈2〉人材の育成・発掘

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・具体的にどのような形で参加すればよいかわからない。(参加したいが実践しづらい)
市民意識調査でも、何らかの活動に参加したいが、参加できない人が多いという割合になっています。
- ・参加しやすいきっかけや雰囲気づくりが必要である。
- ・定期的というより、単発であったり、気軽に参加できるものへの希望が多い。
- ・活動のメンバーが高齢化・固定化している。
- ・活動への参加意向と実際の活動に結びつけるコーディネート役が必要である。
- ・活動を始め、継続するためにはリーダーが必要である。

取組と役割

(1) 団塊世代などへの参加の動機づけ

- 退職後の居場所として、趣味・学習の場なども考えられますが、地域とのつながり、生きがいという点では、地域福祉活動・ボランティア活動は選択肢の一つになります。そのため、活動への参加の機会づくりを推進します。
- 「団塊の世代」の方々は、さまざまな知識や豊富な経験を持っており、それらを活かし、地域福祉活動の担い手として活躍していただけるよう、定年退職前後の年齢の方を対象に講座などを開催し、参加のきっかけづくりを支援します。
- 地域福祉活動は、「おもしろい」「楽しい」と感じられることが活動の動機づけや継続へとつながることから、それらの要素に配慮した参加の機会を提供していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

(2) ボランティアの育成

①活動情報の提供の充実

- さまざまな地域福祉活動への参加の動機づけとなるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の状況や参加機会等の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。
- 市と社会福祉協議会は、サロン活動の充実のために作成した「地域の居場所事典」や「サロン立ち上げマニュアル」のように、地域の身近な課題の解決に向けた情報誌を作成し、活動を支援します。
- 市民活動センターは、市内で活動する市民活動団体の情報を掲載した「市民活動ガイドブック」を作成し、市民活動団体情報の提供と、その活動を支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

②地域活動への支援

- 社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動センターは、ボランティア団体や市民活動団体、NPO の立ち上げ、運営などについて、助言やコーディネートを含めた支援をします。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

③養成講座などの開催

- 地域住民の地域福祉活動への参加機会を増やすため、社会福祉協議会や関係機関と協力して、さまざまな活動の担い手養成講座などを開催し、担い手の育成支援を行います。
- 社会福祉協議会と協力して、手話通訳、要約筆記、音訳などコミュニケーション能力強化のための人材育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

(3) 地域の活動を推進するリーダーの育成

- ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、地域福祉活動の推進役となるリーダーの役割が非常に重要です。このため、社会福祉協議会のボランティアセンターと市民活動センターが協力してリーダーの育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

基本目標2 地域福祉のネットワークづくり

〈3〉地域住民のネットワークづくり

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・自分の地域で、取り組まれている活動を初めて知った。
- ・自分たちの地域への関心が低い人が多い。
- ・地域により課題が異なることから、地域住民の関心や地域に必要な活動が異なる。
- ・地域の情報を得る機会や課題などを話し合う場が少ない。
- ・それぞれの地域特性に合わせ、必要だと感じる活動を具体的に話し合う場が必要である。

取組と役割

(1) 地域における『ふくし座談会』の開催

- 地域住民が地域の課題や地域に対する想いを出し合い、共有し合う場として『ふくし座談会』を開催していきます。
- 『ふくし座談会』の参加者が固定化しないよう、また、地域の横のつながり、ネットワーク化が図れるよう、話し合いのテーマや手法を変えながら実施します。
- この『ふくし座談会』参加者を中心に小学校区単位のネットワークをつくり、「ご近所福祉ネットワーク（P32 参照）」を展開し、今後の本市の地域福祉活動の核となるような仕組みづくりを推進していきます。

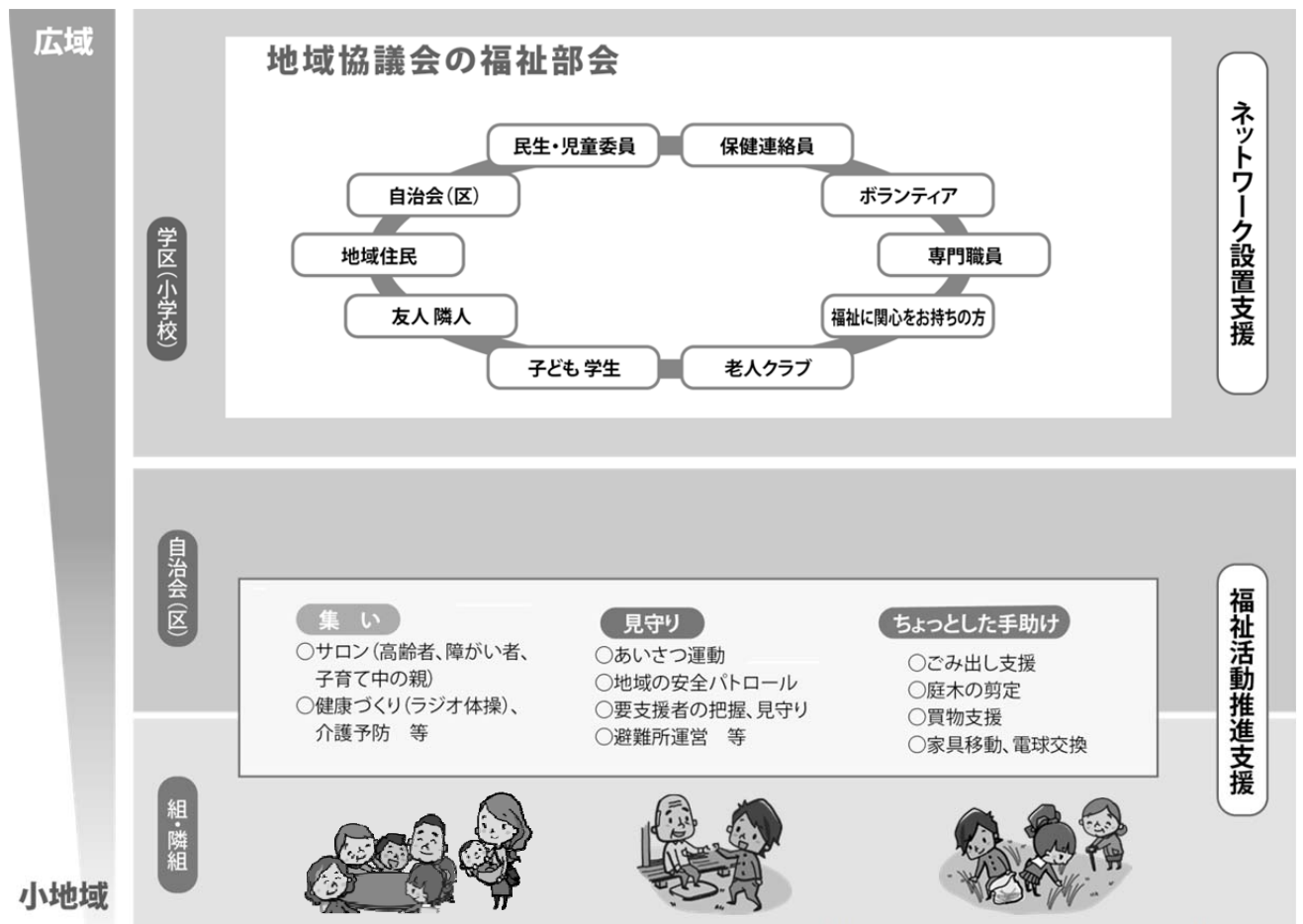
取組・事業の主体 地域住民、社会福祉協議会、市

(2) 参加しやすい環境づくり

- 自分たちの住んでいる地域のニーズや課題を把握し共有するため、活動する人が集まって、意見交換を行う事が重要です。そのため、区長会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体などに対し、情報提供を行いながら、参加の働きかけを行います。
- 受け手、担い手の隔てなく地域福祉活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 地域で活動する団体の多くは、団体同士の情報共有や連携が十分ではありません。そこで、団体同士の交流、情報交換が行える場づくりを推進していきます。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、市

ご近所福祉ネットワーク イメージ



※ご近所福祉ネットワークのイメージはP50 参照

(3) コーディネート機能の充実

① ボランティアセンターや市民活動センターの機能の充実

○ボランティアセンターや市民活動センターは、地域住民の活動に関する情報提供や講座の開催、団体等の設立や運営に関する相談などを行い、地域住民の活動を支援していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会(ボランティアセンター)、市民活動センター

② ネットワークづくりの推進

○ボランティアセンターや市民活動センターは、ボランティア団体、市民活動団体(NPO など)が連携・協働して福祉活動を進める場合に、それらをつなぎ、より効果的な活動が展開できるよう支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会(ボランティアセンター)、市民活動センター、ボランティア団体

〈4〉交流活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・近所づきあいが希薄化し、あいさつを交わすことも減ってきた。
- ・日本人家庭と外国人家庭の交流が少なく、お互いが理解しづらい。
- ・認知症や障がいの特性について、正しい知識がないため、偏見をもったり、対応に困ることがある。また、当事者は地域の中で浮いた存在になることもある。
- ・中学生のアンケートでは、中学生に地域の人があいさつを積極的にしてくれる地域ほど、地域活動等に対して、参加意向が高い。

取組と役割

(1) あいさつ運動・声かけの推進

① あいさつ運動の推進

- 地域住民が地域に関心を持ち、地域の人を知ることによって、地域の一員としての一体感を持てるようになります。また、あいさつを交わし、お互いに顔見知りになることは、犯罪の抑制にもつながります。子どもから高齢者まで、誰もが気軽にあいさつを交わせるよう、地域全体であいさつ運動を広めていきます。

取組・事業の主体 地域住民

② 地域の子どもへの声かけ

- あいさつ運動、通学路パトロールや交通安全指導、地域住民と学校との交流などを通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めます。

取組・事業の主体 地域住民、学校、ボランティア団体

(2) 地域3 あい事業など世代を越えた交流活動の推進

① 世代間交流の推進

- 地域住民と一緒に活動に関わることでつながりが生まれます。区が行うさまざまな交流事業の充実・推進を図ることにより、身近な地域における世代を越えた関係づくりを進めます。

これらの活動に民生委員・児童委員、ボランティアなどのさまざまな人が関わることを通じて、活動と活動、活動する人同士をつなぐ支援を推進します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、市

②伝統行事・祭りなどを通じた交流

- 子どもたちは、伝統行事や祭りに参加することで、地域の歴史や文化を学ぶとともに、日ごろ接することが少ない地域の大人や異年齢の子どもと交流することができます。また、これらの行事は、本市へ転入してきた人々との交流のきっかけともなります。さらに、運営に参加したり、新しいイベントを行うことで地域の人々の新しいつながりが生まれます。このため、これらの伝統行事や祭りなどを通じた交流を推進します。

取組・事業の主体 地域住民

③多文化共生の推進

- 本市には多くの外国人が暮らしています。お互いに知り合うきっかけとして、地域の行事や祭りへの参加の呼びかけを行うなど、外国人が地域活動へ参加しやすい環境づくりを推進していきます。
- 企画段階から外国人と協力しながら、ともに参加できる交流活動・地域活動の場の提供に努め、相互理解を深めることで、助け合い、笑顔で暮らせる地域づくりを推進します。
- 自治会（区）の祭りやイベントに、外国人の子どもが参加できる場をつくるなど、子どもの多文化共生を応援します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、市

(3) 学校等と連携した活動の展開

①学校との連携強化

- 学校の行事に地域住民が積極的にかかわる機会を提供するなど、地域住民と学校をつなぐ取り組みを推進します。

取組・事業の主体 学校、地域住民、ボランティア団体

②企業との連携強化

- 企業は地域の一員として、さまざまな社会貢献活動を行っています。企業と地域の交流活動を促進し、協働して地域福祉活動を推進します。

取組・事業の主体 企業、地域住民、社会福祉協議会、市民活動センター、市

〈5〉地域住民のネットワークを支える体制づくり

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・相談窓口がいろいろあるが、どこに相談してよいかわからない。
- ・困った人がいても、どこにつないでいいのかわからない。
- ・市民意識調査では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの認知度が低い割合になっています。

取組と役割

(1) 新しい地域包括支援体制の構築

- 2025年を目標に、主に高齢者を対象に、住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護等の専門機関や地域が連携を図り、「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
その上で、年齢に関係なく全ての地域住民の多様なニーズに対応できるよう、関係団体等と連携し、支援体制の構築を推進します。
- 安心して医療や福祉・介護サービスを受けられるよう環境づくりを行うとともに、サービスの充実を図ります。
- 医療や保健、福祉と介護等の専門機関と地域が連携を図れ、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような環境づくりを進めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

(2) 相談窓口・体制の充実

①相談窓口の周知・連携

- 高齢者に関することについては、市役所のほか、地域包括支援センターが、障がいに関することについては相談支援事業所が、子育てについては、子育て支援センター・支援室などが、対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。
そこで、相談したい方が、相談しやすい環境をつくるため、既存の相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口同士の連携強化を図ります。

②地域支え合い推進員^{*4}の適正配置

- 地域資源の発掘や、地域で活動する人と専門職員をつなぐ役割を果たすとともに、地域の課題解決に向けた具体的な地域福祉活動の支援を行うコーディネーターとして、地域支え合い推進員を適正に配置し、地域活動が活性化されるよう支援を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会

^{*4} 地域支え合い推進員：誰もが、住み慣れた地域で生きがいを持って生活を継続していけるよう、ニーズと住民主体のサービスのコーディネートを行うとともに、サービスを提供する事業主体と連携したネットワークの構築、サービス・支援の担い手の育成を行う福祉の専門職員

③出張相談の充実

- サロンが身近な相談窓口の場となるよう、定期的に専門職がサロン等に出向き、相談する体制を整え、地域住民にとって身近な場所で気軽に相談できるよう窓口の充実を図ります。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

④相談体制の充実

- 市役所、地域包括支援センター、相談支援事業所など、利用者の増加やニーズに対応できるよう、相談員の質の向上に努めます。
- 生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、市役所の関係課及び関係機関との連携を強化します。
- 母子保健と子育て支援が連携した相談体制の充実を図ります。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者

(3) 権利擁護などの周知・充実

①権利擁護の推進

- 判断能力が乏しい人の財産や金銭管理を支援するため、その家族に、日常生活自立支援事業^{*5}や成年後見制度^{*6}などの利用を促します。また、権利擁護センターの設立を目指します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者

②虐待防止と早期発見

- 地域において子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待を防止するとともに、その早期発見や早期解決を図るため、啓発事業や見守り活動を推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者、地域住民

*5 日常生活自立支援事業：知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行う事業。

*6 成年後見制度：知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

基本目標3 地域福祉の活動づくり

〈6〉見守り活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・見守りが必要な人は地域にたくさんいると思うが、詳細な実態まで把握できていない。
- ・個人情報保護のため、支援に必要な情報が得られない。
- ・日常の見守りがあれば、地域で生活できる人や安心して家族が就労できる人が多くいる。
- ・難しいことは出来ないが、何かのついでであれば、出来ることもある。

取組と役割

(1) 高齢者や障がいのある人への見守り活動の推進

①ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の推進

- 地域とのつながりが保てるよう、あいさつ運動、地域住民による声かけ、高齢者同士の交流などの取り組みを図り、孤立の防止に努めます。
- 高齢者や障がいのある人ができる限り地域で自立した暮らしができるよう、自治会（区）を単位とした見守り体制を整備します。また、訪問や声かけではなく、郵便や電気の点灯確認など、さまざまな人による緩やかな見守りを推進します。更に、福祉関係事業者など関係団体と連携した見守り体制を強化することで、重層的な見守り体制を構築します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉協議会、市

②認知症高齢者の見守り活動の推進

- 地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者と家族を見守れるよう、認知症サポーター^{*7}の養成を進めます。
- 認知症の見守り体制をより強化するため、重層的な見守りができるようネットワークを広げていきます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

^{*7} 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者で、誰もが講座を受講すればなれる。認知症サポーターは、認知症を支援する「目印」として、オレンジリングをつけている

(2) 子育てと子育ての見守り活動の推進

①訪問から始まる子育て支援

- 出産した母親全員を対象として実施する保健連絡員による赤ちゃん訪問は、母親を支え、子どもの成長を見守ることができるきっかけとなっており、引き続き推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体

②子どもの見守り活動の推進

- 登下校時の事故や犯罪を防止するため、地域のボランティアによる通学路パトロールを推進していきます。また、地域住民による子どもの見守り・目配りが行われるよう協力を呼びかけていきます。
- 地域住民の防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを推進し、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体、学校

③子どもの学習支援

- 生活困窮家庭への学び直しの場の提供など、貧困の連鎖を防止する取り組みを推進します。

取組・事業の主体 市、ボランティア団体

〈7〉健康づくり・予防活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・健康づくりや介護予防に取り組みたい。
- ・健康で生きがいのある生活を送るため、予防の視点を強化する必要がある。
- ・集いの場で専門職員のアドバイスが受けれると良い。
- ・気軽に参加できる介護予防の手段があると良い。

取組と役割

(1) 健康づくり・生きがい活動の推進

- 健康寿命^{*8}の延伸につながるよう、日ごろから健康づくりにつながり、生きがいを持って生活できるように支援を行います。
- 団塊世代などの元気な高齢者が急増するため、早い時期からの介護予防、健康増進の取り組みを推進していきます。特に、地域におけるスポーツ活動については、世代間の交流を進め、地域住民のつながりづくりにつなげていきます。
- 趣味の講座や学習活動など生きがい活動を推進します。これらの活動の中で新しい地域のつながりを広めていきます。
- 「こまき健康いきいきポイント事業」やウォーキングアプリ「alko」を活用し、健康づくりへの取組みを推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

^{*8} 健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間

(2) サロン活動の推進

- 地域住民が集う住民主体の活動である「サロン」が市内の各地域で開催されています。より多くの地域で開催されるよう、立ち上げ方などの必要な支援を行います。
- サロンが、高齢者だけでなく、地域のさまざまな人が集える場となるよう、専門職員を派遣し、継続して活動ができるように支援を行います。
- 「子ども食堂^{*9}」の実態把握に努めるとともに、情報共有を図ります。
- 地域のサロンが予防活動を含め、将来「地域福祉の活動拠点」となるよう、参加者や専門職員等と必要な支援策を検討していきます。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉協議会、市

^{*9} 子ども食堂：経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動

〈8〉住民参加型サービスの育成

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・ごみ出しや掃除などちょっとした手伝い程度であれば出来ると思うが、何から始めたらよいか分からない。
- ・実際にどのような部分で、手助けを必要としているのか分からない。誰かにコーディネートしてほしい。
- ・ごみ出しや電球交換など、足が不自由になってから、苦勞が多い。
- ・公的なサービスではなく、住民のちょっとした手伝いがあると安心できる人は増えると思うし、私たちもやりやすい。(介護専門職)
- ・自分のできる範囲で誰かの役に立ちたいと思っている人は増えていると思う。

取組と役割

(1) 住民参加型サービスの育成

- 多様化するニーズや課題に対応するため、公的なサービスだけでなく、地域住民の助け合いやNPO等によるちょっとした手伝いなどのサービスが必要になってきます。そこで、市や社会福祉協議会、市民活動センターが連携しボランティアや各種団体等に働きかけ、サービスの担い手の確保や育成に努めます。
- 近年、ボランティアやNPO等が主体となり、住民参加型の互助サービスであるのコミュニティビジネスにより地域の課題解決を目指していく動きが全国的に見られます。

そこで、地域住民の助け合い活動の充実を図るため、それらの活動に対するポイント制度^{*10}などの新たな仕組みを導入していきます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、地域住民、ボランティア団体

^{*10} ポイント制度：ポイントを通して、協力者の“励み・やりがい・きっかけづくり”や地域活動の協力者を増やすことを目的とし、地域の支え合い活動に協力した場合、ポイントを付与され、貯まったポイントに応じて地域限定商品券などに引き換えれる、また、施設や団体に寄付等を行うことができる制度

小牧ケアサービス「まごころ」 ～制度の狭間の支援～

平成12年に設立。

住民参加型サービスと位置付け、会員制・互助会制をとり運営している。

介護保険制度のスタートに合わせて、同制度の対象外の人たちに対し、地域住民が協力してサポートする住民参加型サービス。

具体的には在宅介護が必要な方に対して、家事援助を中心に入浴・通院・食事等の各介助をおこなう。

介護保険制度にとられないサービスを展開しており、住民はもちろん、ケアマネジャー等の介護の専門職からも相談を受けることが多い。

高齢化が進む昨今において、一人ひとりがより在宅で自立して生活できるよう、地域に根差した住民相互の助け合い活動をしている。



(写真：通院介護中)

〈9〉災害時に備えた支援活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・東日本大震災、熊本地震、鳥取地震などの報道を受け、災害に対する、住民の関心は高まっているものの、準備（自助・互助・共助）が整っていない。
- ・防災訓練は実施されているが、有事の際を想定できているとは思えない、実際にはどのような行動をとればよいかわからない。
- ・避難行動要支援者の把握はできたが、個人では限界があり、今後どのように進めればよいかわからない。市や社会福祉協議会が具体的に個別で支援をすべきである。
- ・福祉に関心の低い人でも、防災・減災に関連した災害弱者対策は必要だと感じている。

取組と役割

（1）災害時避難行動要支援者支援活動の推進

①災害時避難行動要支援者の把握

- 災害時に特に支援を必要とする人に対し、市が整備する災害時避難行動要支援者台帳（以下、「台帳」という）への登録の呼びかけを行います。

また、台帳は、個人情報保護の観点に留意し、本人承諾のもと、支援者同士で可能なかぎり共有し、地域において有効に活用できるよう支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

②災害時避難行動要支援者の支援体制の構築

- 台帳をもとに、地域でどのように見守り、情報提供や安否確認、避難誘導を行うかについて、話し合う機会を設けていきます。

- 台帳の有効な活用について、自主防災組織に働きかけを行い、活動の活性化を図ります。

- 災害時に要介護者、重度障がいのある人などが安心して避難所生活を送れるよう福祉避難所の確保を推進するとともに、福祉避難所生活を支援する体制づくりを、福祉関係事業者やボランティア団体等と検討します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉施設

③防災訓練等への参加の働きかけ

- 災害時避難行動要支援者を含めた地域住民が防災訓練や講習会に参加できるように働きかけ、情報提供や安否確認、避難誘導、避難所運営の体制づくりを支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

(2) 災害救援ボランティア活動の推進

- 災害時に、市内外からボランティアのために訪れた方が円滑に活動できるよう、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施するなど、災害時救援ボランティア活動を推進します。

取組・事業の主体	社会福祉協議会、ボランティア団体、市
----------	--------------------

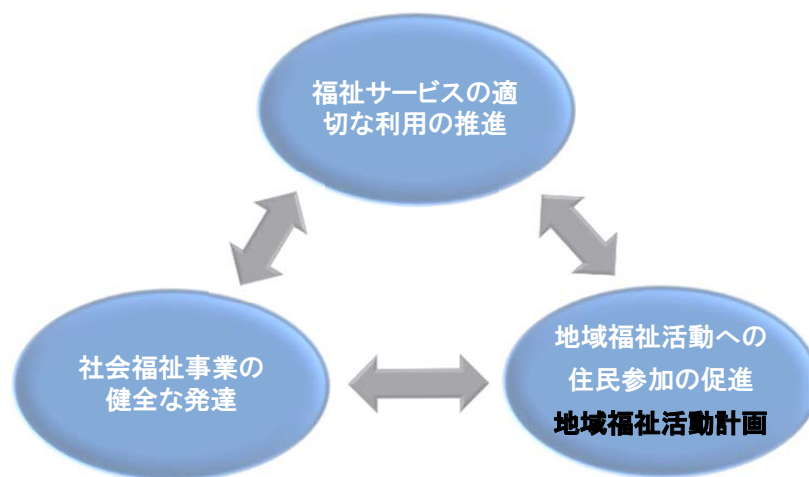
第4部 地域福祉活動計画

1. 基本的な考え方

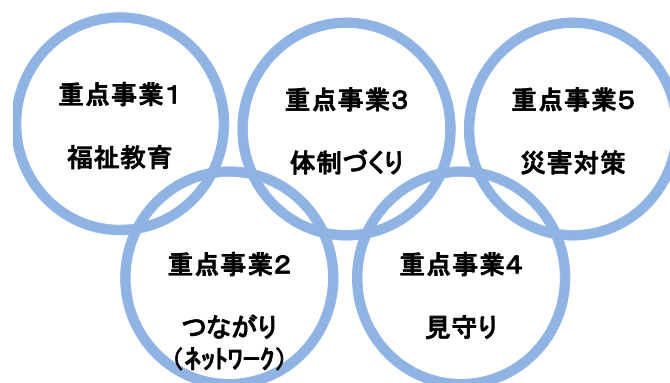
地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する中心的な法人である社会福祉協議会が策定する計画です。

地域福祉の推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪であるといえます。

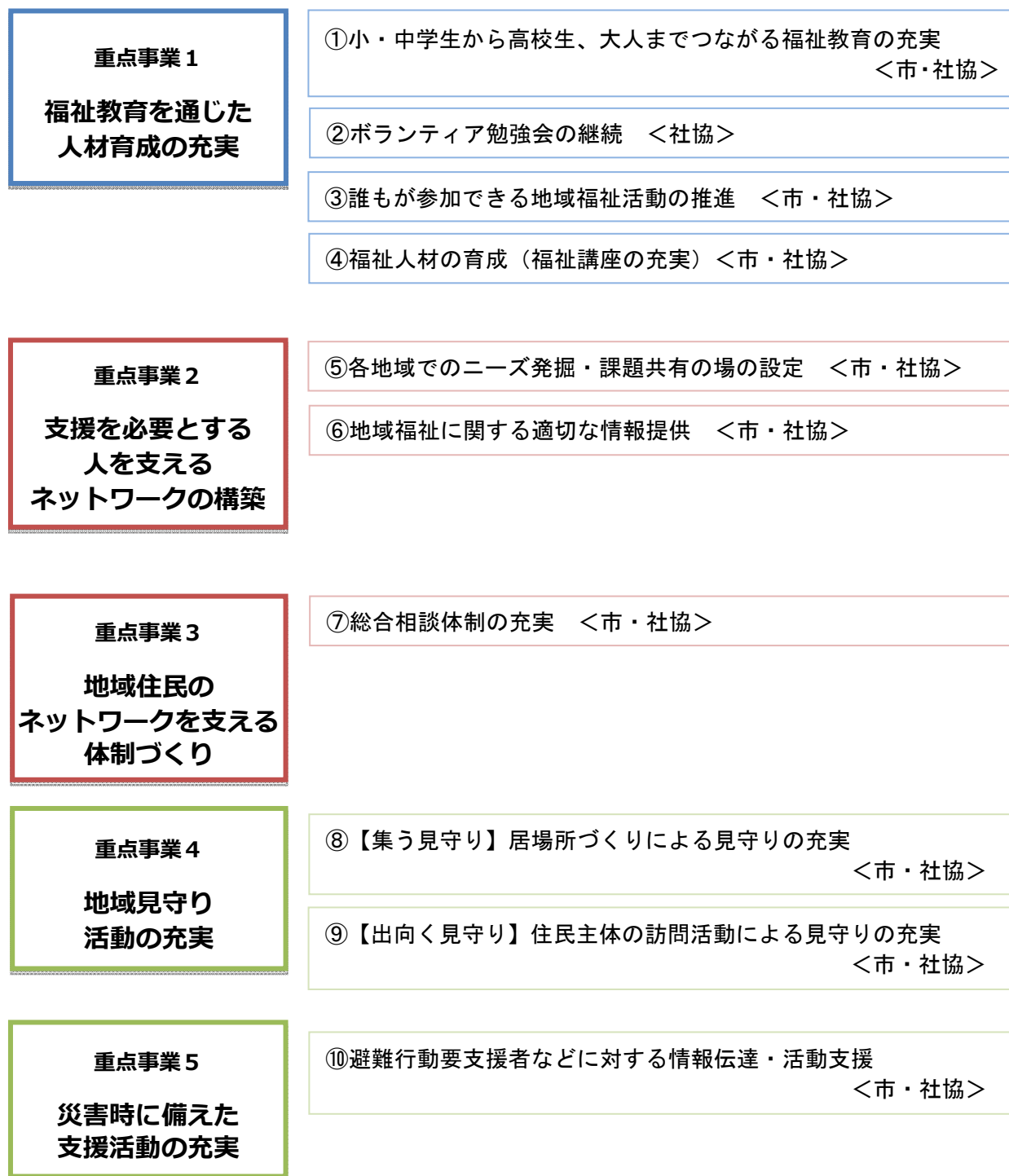
本市の「第3次小牧市地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」に掲げる施策、事業の中で、計画期間内に特に優先的かつ重点的に推進すべき取り組みを設定し、『重点事業』として位置付けました。『重点事業』は、さまざまな施策・事業が複合的に関わる横断的な取り組みであり、相互に連携を持たせながら推進することを考えています。



「第3次小牧市地域福祉活動計画」では、5つの重点事業を掲げていますが、各事業を単独で推進するのではなく、それぞれの事業が連携しながら推進することが重要です。そこで、5つの重点事業を、地域住民とともに、一体的に推進することとします。



2. 地域福祉活動計画の体系図



地域福祉計画の基本目標 1 では、地域福祉の担い手づくりが盛り込まれています。

社会福祉協議会は、これまでも、児童・生徒に対する福祉教育やさまざまなボランティア養成講座などを開催しています。また、市内では数多くのボランティアが活動を行っています。

こうした取組を通して少しずつ住民の意識や関心は高まっていますが、地域課題が複雑・多様化する中で、現在活動しているボランティアの方々の高齢化や固定化が進んでおり、新たな人材育成が急務となっています。そのため、福祉教育を通じて、地域福祉への関心をより高めていくとともに、新たな担い手の発掘と育成を推進します。

地域（住民）は、

- ・地域のつながりを大事にすること
- ・地域、学校等の行事に、積極的に参加すること
- ・ボランティア活動に理解を示し、困ったことを気軽に話せる地域をつくること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合う中で、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・子どもから大人まで、地域福祉や地域福祉活動に関心を持っていただけるよう工夫します
- ・ボランティアの勉強会を開催し、活動の継続支援や活動する人のスキルアップを図ります

など、地域福祉活動が円滑に行われるよう、新たな担い手の発掘と育成、コーディネートや活動支援を行います。

市は、

- ・地域住民が、地域福祉や地域福祉活動を学んだり、実践できる機会の充実に努めます
- ・専門的な知識や、専門機関と連携し、福祉教育の充実に向けた支援を行います

など、地域福祉への関心を高めるために支援を行います。

① 小・中学生から高校生、大人までつながる福祉教育の充実 <市・社協>

子どものころから、さまざまな人との交流や体験等を通じて福祉について考える機会を持つことは、地域福祉に対する理解を深めるためにとても重要です。そのため、福祉体験^{*11}だけでなく、各世代に応じて、一緒に行事に参加したり、障がい者スポーツ等を経験するなど、楽しく一緒にお互いのことを理解できる機会を増やし、小・中学生、高校生、大人へと福祉への関心を高めていくことができるプログラムを、学校や関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、本市の各中学校にあるジュニア奉仕団についても、中学生のころは積極的に活動していても、卒業後にボランティア活動等に参加する機会が少なくなっています。一方で、中学生の意識調査では、地域の一員として積極的に活動したいと考えている人が多いことから、ジュニア奉仕団の卒団生等で組織されたボランティア団体である「ココボラ」の魅力を高め、メンバー募集を更に推進するとともに、地域の団体等と連携を図りながら、児童・生徒が気軽に地域活動に参加できる機会を増やし、次代の担い手になっていけるよう、支援を行います。

小学生	中学生	高校生	大人
～福祉の体験～ 心を育てる 気づき、発見 ○高齢者や障がいのある人と一緒に行事に参加 ○車いす体験や手話等の福祉実践教室への参加 ○親子防災教室への参加	～福祉の理解～ 活動目的を意識する 地域の一員として自覚 ○ジュニア奉仕団への参加 ○地域活動に貢献 ○福祉施設やサロンでの体験学習への参加 ○防災訓練への参加	～福祉の実践～ 主体的な活動展開 社会とのつながり ○ココボラ活動の企画、実践 ○大人と関わり福祉活動できる場への参加	～課題の解決～ 継続的な活動実施 地域づくりを目的とした活動実践 ○地域活動への参加 ○地域の情報発信 ○後任の育成
			
車いすの使い方を学習	赤い羽根の共同募金	福祉展での活動	庭木の剪定

*11 福祉体験：社会福祉に対する理解と参加を促進するため、市内の社会福祉施設やボランティア団体の協力のもとに、障がい者スポーツを通じた交流やボランティア活動の体験学習などを実施

② ボランティア勉強会の継続 <社協>

高齢者や障がい者などのテーマ別で実施している勉強会については、福祉の各制度の改正や地域課題を踏まえ、ボランティア活動の意義や必要性について理解を深めるとともに、活動を続けていくためのモチベーションを高めるよう支援を行います。

③ 誰もが参加できる地域福祉活動の推進 <市・社協>

地域では、さまざまな地域福祉活動が実施されていますが、中にはグループに所属しなければならない、参加回数等に縛りがあるなどの課題があるのが現状です。

そこで、今ある活動や人材を大切にし、そのうえで、地域住民の関心が高く、住民自らが参加できる活動の展開や運営の支援を地域支え合い推進員が行います。

また、地域住民が、それぞれの関心ごとや意向により、ボランティア活動に参加しやすくなるよう、社会福祉協議会ボランティアセンターのコーディネート機能の充実を図ります。

さらには、福祉活動を体験し、自分にできることを学んでいただけるよう、施設等における活動などに対するポイント制度を導入していきます。

④ 福祉人材の育成（福祉講座の充実） <市・社協>

さまざまな人に関心を持ってもらい、活動に参加してもらえるようにするため、地域に向き福祉講座（出前講座）を実施します。また、各種イベント時のミニ講座や生涯学習の一環として講座開催するなど、関係機関や団体と連携を図り、幅広く展開していきます。

本市には、12,621 人（平成 27 年度末現在）の認知症サポーターがおり、より深く認知症について学び、地域福祉活動への機運を高めるため、関係機関と連携し、認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、健康寿命を伸ばし、いつまでも元気で活躍できる長寿社会を目指し、誰もが参加しやすい介護予防事業を通して、介護予防を推進するための担い手として介護予防リーダー養成研修の受講を支援するなど、担い手づくりを推進します。

指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
福祉体験参加者数	81 人	140 人
小学校における実践教室実施校	14 校	16 校
ボランティア勉強会参加者数	222 人	270 人
ボランティア登録団体数	106 団体	116 団体
活動件数	6,362 件	7,000 件
認知症サポーター数	12,621 人	24,000 人
介護予防リーダー養成研修受講者数	20 人	80 人

地域福祉計画の基本目標 2 では、地域福祉のネットワークづくりが盛り込まれています。

本市の各地域では、人口構成や居住形態など、地域によって特性が大きく異なります。そのため、それぞれの地域において、その地域にあった地域づくりを行うことが重要となっています。

市と社会福祉協議会では、地域に働きかけを行い、これまで、『ふくし座談会』を開催してきました。その手法としては、自治会（区）を単位とし、具体的な活動につなげていくことを目的としたものと、小学校区を単位とし、各種団体や地域住民のネットワークの必要性を意識することを目的としたものがあります。

今後、ますます少子・高齢化が進行することにより、地域課題が複雑・多様化する中、地域の支え合い・助け合いが大変重要になってきます。一方で、隣近所など地域の結びつきが希薄化し、地域福祉活動の担い手も高齢となっており、これまでの活動を維持し、発展させていくことが難しくなっています。

こうしたことから、この『ふくし座談会』参加者を中心に小学校区単位のネットワークをつくり、「ご近所福祉ネットワーク」を展開し、今後の本市の地域福祉活動の核となるような仕組みづくりを推進していきます。

地域（住民）は、

- ・自分たちの地域の実情について知ること
- ・地域福祉の推進に向けて、協力しながら取組むこと

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合う中で、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・『ふくし座談会』の開催を支援します
- ・地域住民や各種団体、福祉関係事業者等と連携し、地域資源を洗い出すとともに、適切な情報提供を行います

などを通して、地域課題の解決に向けた地域福祉活動の推進やご近所福祉ネットワークの構築の支援を行います。

市は、

- ・地域の支え合いに必要な情報を適切に提供します
- ・社会福祉協議会と協力して、『ふくし座談会』の開催を支援します

などを行い、地域住民や関係者、社会福祉協議会と協力して、ご近所福祉ネットワークの構築に向けた支援を行います。

⑤ 各地域でのニーズ発掘・課題共有の場の設定 <市・社協>

小学校区等を単位とした『ふくし座談会』を通じて、それぞれの地域のニーズや課題、そして今後の地域の在り方を話し合い、課題の解決に向けた具体的な取り組みにつなげていけるように関係機関や団体等と連携を図りながら支援を行います。

『ふくし座談会』には、できるだけ多くの人に参加し、地域について考えていただけるよう、開催テーマや方法について、地域住民と話し合って進めていきます。

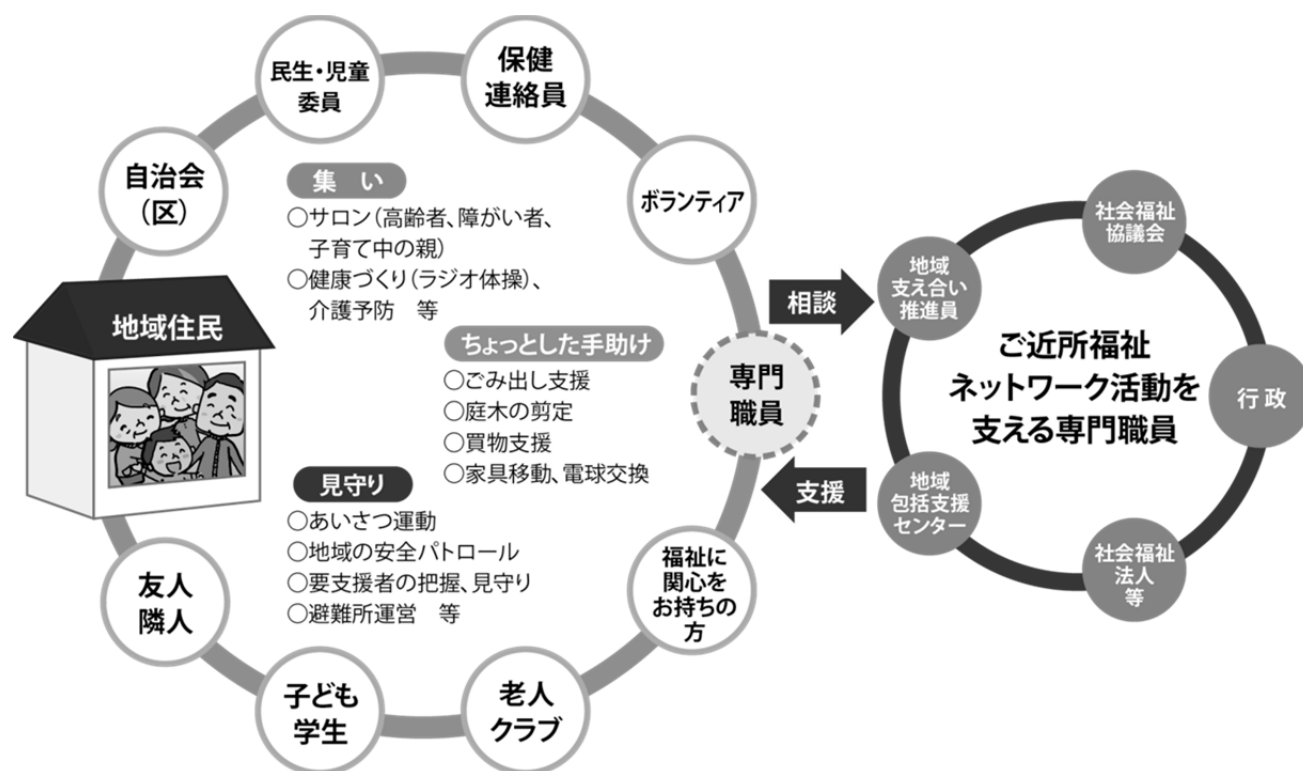
そして、『ふくし座談会』の参加者を中心に、「ご近所福祉ネットワーク」を構築し、さまざまな資源や情報を共有し、地域福祉活動の充実を図ります。

⑥ 地域福祉に関する適切な情報提供 <市・社協>

地域福祉活動に必要な資料や地域資源の情報について、適切に提供します。

地域住民や関係者が情報や地域資源を共有することにより、活動の協力・連携体制が確立できるよう地域支え合い推進員がコーディネートします。

ご近所福祉ネットワーク（地域協議会の福祉部会）のイメージ



指標		現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
ふくし座談会実施回数	区単位	20 回	60 回
	小学校区単位	16 回 (1 回/校)	32 回 (2 回/校)
ご近所福祉ネットワーク設立数		0	16 小学校区
「地域での福祉活動」への参加度		15.5%	↗

地域福祉計画の基本目標 2 では、地域福祉のネットワークづくりが盛り込まれています。

各地域においては、その地域資源、ニーズや課題、目指す地域の姿も異なるため、それぞれの地域にあった体制づくりが重要となります。

そのため、地域支え合い推進員が中心となり、地域のさまざまな地域福祉活動を含めた地域資源を集約し、ニーズとのマッチングを行うことで、地域に根ざした支え合い活動を推進することが可能となります。

現在、各地域にあるサロンの中には、将来的に「地域福祉の活動拠点」としての機能を期待できるサロンもあることから、その体制構築に向け、関係機関と連携した支援を行います。

地域（住民）は、

- ・ サロンなど、地域のたまり場の活動を行うこと
- ・ 支援が必要な時に、気軽に声を出せる環境をつくること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合う中で、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・ 新規サロンの立ち上げ支援や、既存サロンの継続・活性化の支援を行います
- ・ 定期的にサロンを巡回し、参加者及び担い手の相談・支援を行います

など、小地域における地域福祉活動の推進支援を行います。

市は、

- ・ 日常生活圏域ごとに、計画的に地域支え合い推進員を配置します
- ・ 「地域福祉の活動拠点」及び、身近な地域での相談体制の充実に向け、関係団体や関係機関と連携強化に努めます

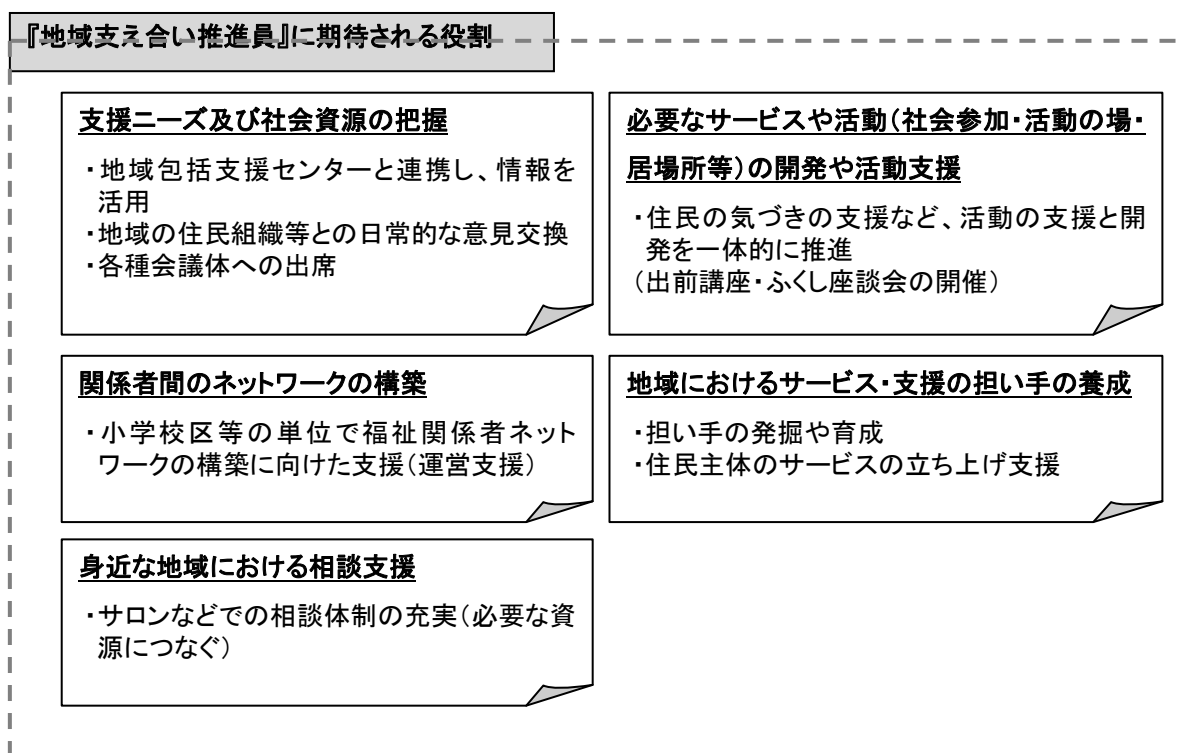
など、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築します。

⑦ 総合相談体制の充実 <市・社協>

『地域支え合い推進員』を日常生活圏域ごとに計画的に配置し、相談体制の充実に努めます。

また、将来的には、地域のサロンが、高齢者だけでなく、子どもから大人まで、地域のさまざまな人が気軽に集える場（たまり場）となり、また、地域住民にとって一番身近な相談の場となり、地域福祉の活動拠点となるよう市や関係機関と連携し、専門職員の派遣などの支援を行います。

また、地域には民生委員・児童委員といった、身近な地域の相談者がいますが、相談者としての役割以外にもさまざまな活動が期待されています。この民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりのためにも、サロンをはじめとする地域福祉の担い手や関係機関の連携強化のため、『地域支え合い推進員』が地域福祉活動などを支援することで相談体制を充実していきます。



指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
地域支え合い推進員設置数	2 人	6 人
専門職のサロン巡回相談回数	49 回	216 回
民生委員・児童委員の相談件数	4,608 件	5,000 件

たまり場アニマード ～どんな方でも集える場づくり～

名前のアニマードはポルトガル語で「楽しい」の意味。開設する時に、ブラジルの方がみえ、ポルトガル語で自己紹介をしていただいたことから、「アニマード」という名称へとつながった。

県営篠岡住宅にお住まいの方を中心に、地域の集いの場として毎月第2月曜日開催している。

どんな方でも来れる集いの場……。高齢者だけでなく、地域に住むの外国人や車いすの利用者も受け入れ、皆で楽しく過ごせる場所となっている。

活動内容はお茶を飲みながらお喋りすることを主にし、篠岡地域包括支援センターによる相談コーナーも開設している。



地域福祉計画の基本目標 3 では、地域福祉の活動づくりが盛り込まれています。

誰もが住み慣れた地域で生活をつづけるには、公的なサービスだけでなく、日常生活におけるお互いの支え合いが重要です。

また、地域にはさまざまな支援が必要な人が暮らしています。

集いの場に来れる人はその場において見守る。集いの場に来れない人には、出向いて見守り、出向いた先での“気づき”を経て、ちょっとした手助けを行うなど、生活しづらい人を地域から失くすよう支援します。

地域（住民）は、

- ・地域の集いの場に、参加すること
- ・さまざまな形で見守り、変化に気を配り、必要な場合は連絡、通報すること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合う中で、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・市民活動団体、福祉関係事業者と連携し、集いの場の増設、機能強化に向けた支援を行います
- ・多くの人に関われる見守り体制の普及啓発や活動支援を行います
- ・専門的な知識が必要な場合は、講座や勉強会を開催します

などを通して、地域におけるさまざまな形による見守りの活動支援を行います。

市は、

- ・地域福祉活動が活性化するように支援を行います
- ・緊急時には必要に応じて適宜対応します
- ・住民参加型サービスの構築に向けた、支援のあり方の検討を行います

など、地域見守り体制の充実に向けた支援を行います。

⑧【集う見守り】居場所づくりによる見守りの充実 <市・社協>

サロンなど、居場所づくりを進め、地域の人にとって集いの場となり、『集う見守り』ができるよう、支援を行います。

活動を進めるなかで、新たなニーズも生まれてくることから、『地域支え合い推進員』が、定期的な専門職員の派遣を調整します。また、地域の状況に応じて、福祉関係事業者等とも連携を図り、集いの場が「地域福祉の活動拠点」としての機能を合わせ持つ場となるよう、支援を行います。

⑨【出向く見守り】住民主体の訪問活動による見守りの充実 <市・社協>

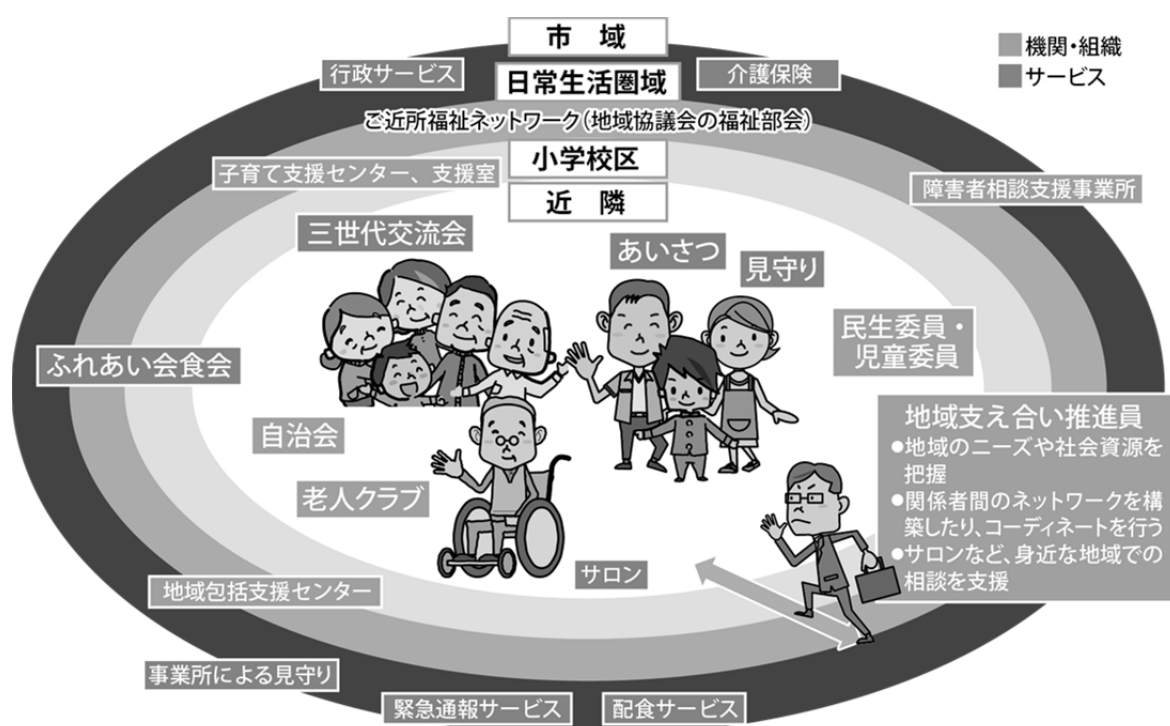
『集う見守り』では対応できない人などを中心に、地域住民による訪問活動『出向く見守り』の充実を図ります。

『出向く見守り』は、訪問や日常の声掛けだけでなく、散歩のついでに電気がついているか確認したり、防犯パトロール時、新聞がたまっていないかを確認するなど、負担のない範囲で、多くの人が実践できる、見守りを地域で実施されるよう推進します。

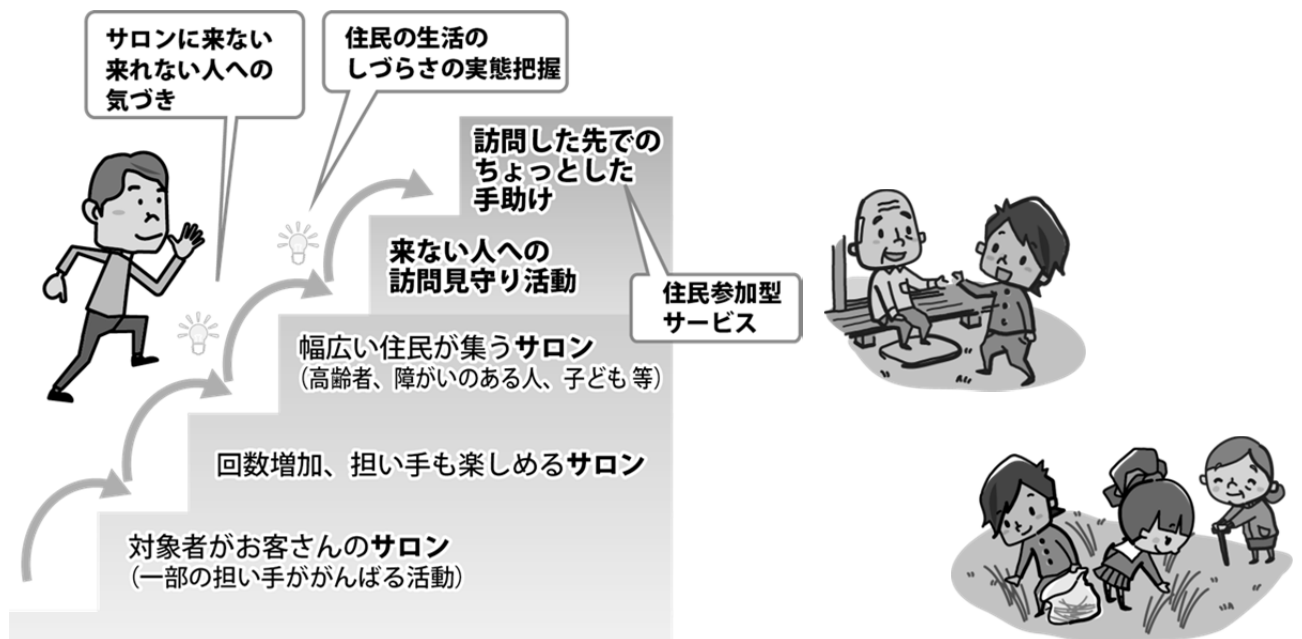
このような日常적인見守りを続けることで、顔の見える関係を持ち、災害などの緊急時の支援のためにも、『集う見守り』・『出向く見守り』が進むよう支援を行います。

また、公的なサービスでは対応しきれない、いわゆる制度の狭間で生活のしづらさを感じている人に柔軟な対応ができるよう、住民参加型のサービスの構築に向け、地域住民とともに話し合いを持ちます。

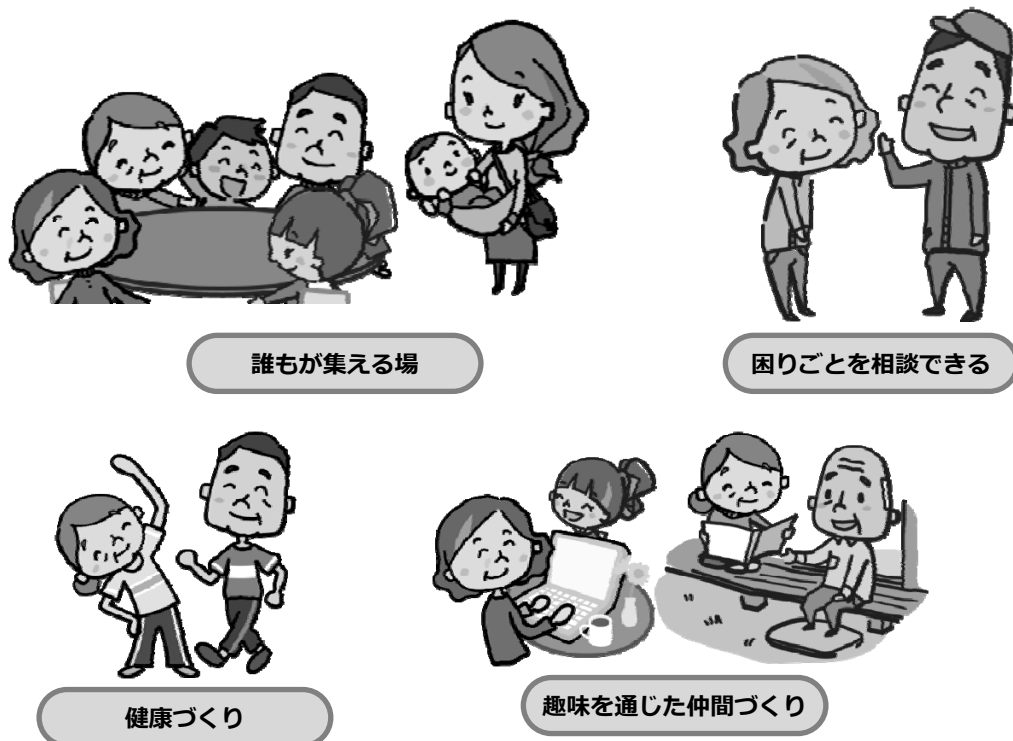
地域見守りのイメージ



集いの場（サロン）からの発展イメージ



サロン＝地域の福祉拠点イメージ



その他、期待する機能

- 支え合い・助け合い活動の拠点
- 専門職の派遣
- 移動販売等による買物支援 等々

※実施等に向けては、市・社協、専門機関が支援

※すべてのサロンが、全ての機能を持つのではなく、
地域の実状に応じて展開されることを期待している。

指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
ふれあい・いきいきサロン数	49 箇所	70 箇所
市・社協が把握している住民主体の居場所数 (ふれあい・いきいきサロンを除く)	6 箇所	32 箇所
地域見守り活動を実施している団体数	85 団体	90 団体
見守り協定を締結した事業者数（事業者）	82 事業所	100 事業所

久保山団地お助けマン ～地域での見守り活動～

平成 16 年に設立。当時の区長が中心となり活動を始める。

自分たちの住む地域を住みよく健康な地域にしたいという活動主旨のもと、正月休みを除き、361 日が活動日。年間活動総数は 733 件にのぼる。

毎日 2 回（9 時～・20 時～）団地内の防犯パトロールを実施している。朝は公園に集合し、ラジオ体操をしてから団地内のパトロールを開始。要援護者に対しては安否確認をおこない、異常あれば民生委員・児童委員に連絡するというネットワークを構築している。

ラジオ体操で体をほぐし、会話しながらパトロールをおこなう。地域住民の健康増進とコミュニケーションを大切にし、いざという時、地域のつながりが力になるということで活動を継続している。



一寸奉仕こまき ～男性による助け合い活動～

平成 22 年に小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターの呼びかけで、「仕事を引退した男性の地域活動の受け皿」ということで約 10 人で発足。平成 29 年 2 月時点のメンバーは 20 名。

体が不自由な高齢者や障がい者のお困りごとに対して「ちょっとした手助け」をしている。庭の剪定からゴミをため込んだお宅の片づけ等活動内容は多岐にわたる。高齢化の進行等で、依頼件数は年々増加しておりリピーターも多くみえる。主に地域包括支援センターやケアマネジャーからの依頼が増加えている。

依頼される内容に男性が各々の職歴を活かし対応する活動となっており、活動者も自分の技術を活かして人の役にたっていることをやりがいとしている。



地域福祉計画の基本目標 3 では、地域福祉の活動づくりが盛り込まれています。

近年各地で発生している、自然災害を目の当たりにして、災害時への備えと住民同士の助け合いの大切さへの関心が高くなっています。また、中学生や市民の地域福祉に関する意識調査では、防災や災害時でのボランティアに対する意識が高いことがうかがえます。

災害時などにおいては、住民の支え合い・助け合いへの期待が大きくなっています。

緊急時の行動は、日常的な行動の延長にあることを認識し、日ごろから取組むことで、よりスムーズな支援等が可能となります。

地域住民、関係団体、市の連携を強化し、身近な地域での日頃からの見守り体制や災害時の支援体制の構築を推進していきます。

地域（住民）は、

- ・ 非常持ち出し品の準備や家具固定など災害時に向けて備えること
- ・ 日頃から地域の避難所や危険な場所を確認し、家族で話し合うこと
- ・ 地域で災害時に支援が必要な人について、情報の共有をすること
- ・ 市から配布された避難行動要支援者台帳を活用し、災害時に備えること

などが大切であると感じており、それぞれの地域で、これらの実現に向けて話し合う中で、自ら決定していくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会は、

- ・ 自助、互助の具体的な働きかけを行います
- ・ 関係機関、ボランティア団体等と連携し、要支援者に関する情報提供を行います

など、身近な地域での日頃からの見守り体制や災害時の支援活動を支援します。

市は、

- ・ 避難行動要支援者台帳への登録が進むよう、周知等を行います
- ・ 防災訓練等の開催支援を行います
- ・ 避難行動要支援者に対して、適切に避難情報の提供を行います

など、防災、減災への自助、互助の取組みが行われるよう、普及啓発するとともに、関係機関と連携し、災害時の支援体制づくりを推進します。

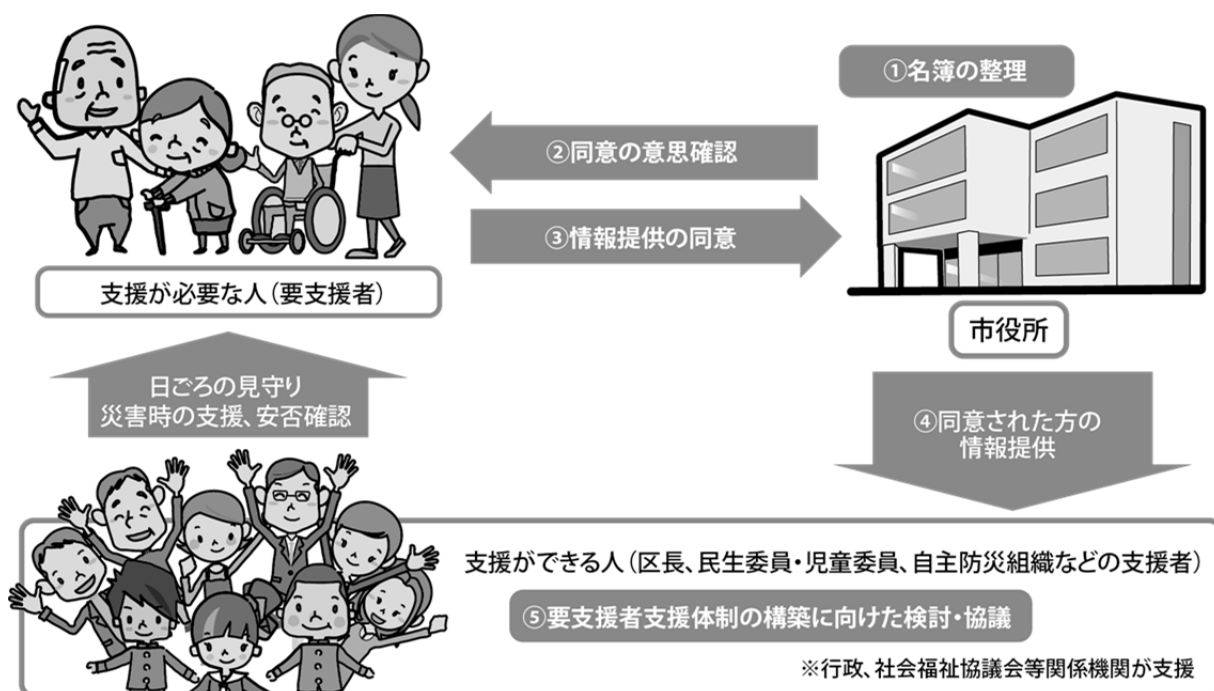
⑩ 避難行動要支援者などに対する情報伝達・活動支援 <市・社協>

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。また、この名簿の中で、地域の支援者に情報提供を行う事に同意した人の台帳（避難行動要支援者台帳）を作成しています。適正な取り扱いのもとで、市から地域の支援者に提供された台帳の情報をもとに、地域住民が主体となって、日々の見守りを含めて、災害時に身近な者同士がお互いに支え合い・助け合える体制づくりの支援を行います。

特に認知症の高齢者や障がい者（児）は、それぞれの特性に応じた対応が必要であるため、地域の人たちにその特性について学ぶ機会を提供し、災害時の情報伝達や対応方法の確認を進めます。

また、さまざまな人が、自助（日ごろの備え）や互助（隣近所の声かけ・助け合い）を確認し、災害時への対応について考える機会となる防災訓練などの開催支援を行います。防災訓練等と合わせて、災害時に避難所等で積極的に活動してもらえるよう、必要な知識や想定される活動などを地域住民と話し合いながらマニュアルなどにまとめていく支援を行います。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



指標	現状値 (H28)	目標値・めざす方向 (H33)
災害時避難行動要支援者台帳登録者数 登録率	2,344 人 44.4%	3,300 人 60%
小学校区単位での防災訓練実施校数	10 校	16 校
災害の備えをしている市民の割合 (%)	40.9%	

第5部 推進体制

1. 計画の周知と市民参加の促進

基本理念の実現に向けて、すべての地域住民に本計画を知っていただくことが必要です。

そこで、市と社会福祉協議会は、計画の周知を図るため、本計画書を公表するとともに、本計画の趣旨や取組みをわかりやすく紹介するパンフレットなどの作成・配布、広報紙やホームページなどによる情報発信を図ります。

また、地域住民に積極的に地域福祉活動に参加してもらえるよう、さまざまな機会を通じて、きめ細かな広報・啓発活動に努めます。

2. 関係機関などとの連携強化

この計画には、市役所の関係課をはじめ、さまざまな関係機関・団体に関わることから、今後も関係機関・団体と連携を強化し、多面的・複合的な取り組みを進めていきます。

3. 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、高齢者、障がいのある人など全ての地域住民を対象としていることから、それぞれの分野における施策や事業との調整が必要です。そこで、市役所の関係課及び関係機関・団体との連携を強化し、計画的に施策や事業を推進します。

また、計画期間の中間年度にあたる平成31年度に「(仮称)小牧市地域福祉計画推進委員会」を設置し、市や社会福祉協議会、地域(住民)の取り組みについて評価するとともに、国等の動向や関連計画等を踏まえ、計画の点検・評価を行います。

資料編

地域の悩み一緒に解決

小牧市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの森さん。小牧市小牧原街道会館で。



小牧市社福協「CSW」森さん奮闘

小牧市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、森健一郎さん（三）が地域に入り込み、高齢者の閉じこもりなど、課題の解決に向け奮闘している。CSWは、地域の福祉力向上を目指す専門職。「住民と一緒に活動を盛り上げたい」と張り切っている。

（加藤隆士）

今月初め、同市小牧原 新田の小牧原街道会館 実施を呼び掛けたのは森（公民館）に、森さんと、さんだ。昨年十一月、自地域のメンバー六人が集まっていた。話し合いのテーマは、小牧原街道区が二日一から週一回のペースで始める健康体操だ。同区の民生委員、安井正志さん（六）は「高齢者が増え、外に出なくなっている。そんな人々を区の見学も取り計らう外に引っ張り出す体操にしたい」と発言。森さんは「継続が大事。まずは無理のない範囲で始めてほしい」と応じた。安井さんからは「地域福祉の向上を目指すために、高齢者の閉じこもり、避難者などの従来の福祉サービスでは対応困難な課題の解決に取り組む。2004年に大阪府内で設置されたのが始まり。NHKドラマ「サイレント・プア」で主人公が演じた。県内では長久手、豊川市などの社会福祉協議会でも設置している。

森さんは「森さんが一緒に悩み、実現に向けて尽力してくれた。地域で取り組みとういうやる気が出た」と森さんに感謝する。市社会福祉協議会がCSWを設けたのは昨年度から。市とともに、二〇一二年度からの五年間で地域福祉の向上を目指す「第二次地域福祉計画」を策定。計画を進めるのが、森さんの役目だ。

森さんは、一人で市内に百十八カ所ある区の全てを担当。「健康体操など福祉活動に興味を持ってもらえる区もある」と話す。話に行っても、CSWの存在自体がまだ知られていないせいか、「何しに来たんだ」と門前払いされた経験もある。それでも「一回で駄目でも諦めない。まずは話を聞いて、その区と信頼関係を築くことから始めた」と。小牧原街道区のように、全ての区が地域の福祉活動に主体的に取り組んでくれることが目標だ。

ちよと
始めよう

(加藤隆士)

月一回、参加している古田俊雄さん（左）は「マニシヨン住まいだから、あまり近所付き合いはない。……ここで皆さんと話をしながら、マニシヨンをするのが今の楽しみ」と話す。

会館の別室では、手芸教室とカラオケ教室が開かれていた。手芸をしていた加藤美奈子さん（左）は「歩いて来られる所だ、いねとテレビばかり見えます。ここなら、あー

A group of elderly people are gathered around a table, playing Mahjong. The table is covered with a green felt and has a wooden frame. Several people are seated around the table, some looking at their hands and others looking at the table. The room has a casual, community-like atmosphere.

出す。運営の出している。代表の松田は、老人会や婦人奉仕団など、さまざまな活動に参加することも、サロンの運営する側にも関わっている。会場まで歩いて通える範囲でみて判断すると、市内全域のうち、まだ四分の一しか網羅していないという。運営には担い手が必須で、さらに、場所の確保も重要だ。それさえもと、森川さんら四人も市民グループ「結い」が付けば、開設や運営は



- トライ

廃棄予定食品支援に活用

近郊
ナウ

廃棄予定の食品を無償で、高齢者が集まるサロンで提供したり、生活困窮者に配ったりする。そうした取り組みが小牧市で始まった。市と市社会福祉協議会、NPO法人「セカンドハーベスト名古屋」(名古屋市中区)が連携して実施。高齢者にも「ありがたい」「食品を有効利用できていい」などと好評だ。

「あと四か七が来ると、上がれるよ」。年配の男性が初心者の高齢女性にマージャンを教えている。その横では、女性たちが牛乳パックを使って簡易な椅子作りを打ち込んでいた。傍らには、お菓子を食べながらおしゃべりに夢中になっているお年寄りたちもいる。誰もが楽しそうだった。

今月上旬、小牧市光ヶ丘の光ヶ丘会館で、高齢者が集まるサロン「たまり場 光ヶ丘」が開かれた。テーブルの上に置かれたお菓子は、市社協を通じてセカンドハーベストから無償提供された。サロン代表の松田剛彦さん(68)は「おいしい物をいただけて感謝している」と喜んでた。

小牧市など 高齢者、生活困窮者に提供



●お菓子を食べながらおしゃべりやマージャンを楽しむ人たちは小牧市光ヶ丘で ●寄付された野菜を仕分けするボランティアスタッフらは名古屋市中区で(セカンドハーベスト名古屋提供)



セカンドハーベストの主な活動は「フードバンク」。印字ミスや賞味期限が近いなど、ハーパーベストは昨年十一月一日の理由で不用になったレトルト食品や米、缶詰などを、食への支援を始めた。

品メーカーやスーパーなどから無償で譲り受け、各地の福祉団体を協賛して活動しており、これらを通じて生計を助ける。お菓子の活用はこれに加え、高齢者活動を通じた支援にしたいと考えて、初めは対象が大きく違う者らが集まるサロンへの食品だ。サロン側からみれば、ことに不思議な思いを抱いた。

記者の目

生活に困っている人への支援と、楽しそうなお菓子の提供が、高齢者への有効活用だ。それに、高齢化が進む中、生活困窮者へのサポートと同じように、お年寄りの居場所づくりも大事なんだらうと思う。(金森篤史)

お菓子代が浮き、社協からの助成金をほかの活動に有効に使える。

市福祉総務課は生活困窮者に対する食料支援を担当。同課にある「生活自立支援窓口」を訪れた人から、相談員が状況を聞き取り、必要だと判断すれば食料を提供する。

受け付けを始めた十二月以降、実績は一件。今月上旬、職を探しているという女性に米やレトルトカレーなどを渡した。担当者は「食べ物の不安を解消し、自立に向け、就労活動に専念してもらえ」と話している。

十二月から試験的にお菓子やジュースの提供を始め、二月から本格的に開始する。サロンが前月に社協に申し込むと、セカンドハーベストから食品が提供され、サロン側が社協まで取りに行く仕組みだ。社協の担当者は「配達してほしいとの要望もあるので、検討していく」と話す。

今後については「新規サロンの立ち上げも歓迎。二〇一六年度中に今の三十五を五十にまで増やしたい」との目標を持っている。

草の根最前線

年金暮らしのお年寄りや身体の不自由な障害者への「一寸したご奉仕」をする男性のボランティア団体。ご奉仕は庭の草刈りや窓ふきなど、一時間程度で終わられる作業が中心だ。

「仕事を引退した男性の地域活動の受け皿に」と小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターの呼び掛けで、二〇一一年十月に約十人で発足。現在は四十〜八十代の十九人が所属している。

民生委員やケアマネジャーからの依頼が、窓口のボランティアセ

一寸奉仕こまき(小牧市)

男手生かし困り事解決



「一寸奉仕こまき」のメンバーたち＝小牧市小牧で

水野和子所長(左)は「手際の良さが好評で、依頼者にはリピーターも多い」と話

【メモ】公的・民間サービスに依頼できない日常生活の困り事を無償で手伝う。作業の際は依頼者の世話人など第三者の立ち会いが必要。◎小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター＝0568(77)0636

は、男手を生かして十人がかりで撤去作業をした。四年半で百六十件の依頼があり、一五年度は五十件以上をこなした。

特定作業を得意とする同市篠岡の梅沢豊さん(63)は昨年入会。「技術を生かして人の役に立てることがやりがい」と話す。

今後は賛同者を増やし、市内の各地区ごとに活動拠点を置くことが目標だ。代表の大杉富孝さん(66)＝同市古雅＝は「取り組みが地域に浸透して、自然と助け合えるような社会につながってほしい」と願う。

(三宅千智)

お年寄りサロン 設立1年

小牧市北外山の桜井公民館で、地元のお年寄りたちが開いているサロン「桜井声かけの会」が設立二年を迎えた。認知症の家族がいる家庭を助けようと始まった会で、今では会員がそれぞれの特技を教え合ったりして、一人暮らしのお年寄りらが笑顔を取り戻すきっかけになっている。（藤原啓嗣）



野村さん（右から2人目）の指導で、ひよこの人形を作るお年寄りたち。小牧市北外山の桜井公民館で

声かけの会は桜井区の民生委員林隆治さん（左）が代表を務め、有志と昨年十月に結成。月一回、午前十時～午後二時に同公民館で開き、六十～九十代のお年寄り二十数人が集まる。参加者が一回参加することに払う協力費百円で運営している。

三年前、区内で認知症の男性が近所の家に「トイレを貸して」「ご飯がほしい」と訪れたのが結成のきっかけだった。男性の妻が謝る姿を見て、林さんらは認知症の人がいる家庭や一人暮らしのお年寄りに定期的にあいさつをして、孤立を防ぐと提案した。話し合いが進み、悩みを持つ人たちが集まる場所をつくること、声かけの会ができると、参加者は好きな時間に来て、人数がそろえば世間話を始める。胸の手作りのプロー

小牧・桜井区 特技で交流、笑顔取り戻す

チから会話が弾み「作り方を教えてよ」と頼めば手芸教室が始まる。今までに会員が互いに教え合って折り紙や牛乳パックでいすを作るなどの作業に取り組んだ。

今月一日には、バッチワークの講師野村紀子さん（左）が、来年の干支の酉にちなんでひよこの人形の作り方を教えた。野村さんは黄色いフェルトを丸く切り、縫い方を実演した。参加した池戸みどりさん（右）は「亡くなった夫の看病に疲れて、一人暮らしになった後も家でテレビばかり見ていた。会に来て工作をするのが気分が晴れて、笑えるようになった」と目を細める。

小牧市社会福祉協議会の担当者によると、社協が把握しているだけでお年寄りのためのサロンは市内に四十以上あり、増え続けている。参加者が互いに講師を務めるなど自主性が高く、設立までの経緯が分かりやすい桜井区の声かけの会は、他地区からの視察も多い。

代表の林さんは「会には私たち自身の居場所づくりにもつながる。もう少し若い人や男性の参加も増やして、活動を続けたい」と話した。



パンに行列 地域元気に

小牧市入鹿出新田の障害者施設「さん・さん小牧」の職員と利用者が、市社会福祉協議会の岩崎デイサービスセンター（岩崎原新田）で、手作りパンの販売を始めた。販売時には行列ができ、一人暮らしのお年寄りが集う場にもなっている。

（藤原啓嗣）

NPO法人「ふれあいサロン さん・さんガーデン」（宮市北方町北方）が運営する同施設は、放課後デイサービスや生活介護などを行っている。障害者約三十人が利用しており、生活介護の利用者の活動としてパンを焼いて、職員と利用者が市役所や老人ホームを訪れて売っている。

岩崎デイサービスセンター近所の県営岩崎住宅では、高齢化が進む。近くにあった食品などを扱う雑貨店が昨年三月に閉店。住民の中には、車がないなど移動手段が限られる一人暮らしのお年寄りも多い。このため、市社会福祉協

「さん・さん小牧」のパンを買い求める人たちが小牧市岩崎原新田の岩崎デイサービスセンターで

小牧 施設利用者ら手作り、販売

が、お年寄りが気軽に買い物できる場を設けたいと、同施設に訪問販売について相談した。

利用者が地域と交流するきっかけにもなると施設側は快諾。十月から毎月第二、四水曜日の正午からセンター玄関に机を並べてパンを売り始めた。

販売するのはあんパンやレーズンパン、ピザパン、お好み焼き風のパンなど二十種類以上。小さめのサイズにして、値段を一個五十円に抑えて買い求めやすくした。

今月上旬の水曜日。パン三百個を用意し、職員と利用者三人が接客した。デイサービスの利用者や団地に住むお年寄りが行列を作り、一時間ほどほとんどのパンがさばけた。

さん・さん小牧の管理者、日比野康江さん（左）は「皆さんが喜んで買ってくれるのでありがたい。利用者の訓練にもなるので今後も続けたい」と話した。

朝食用にパンを買った村瀬富美枝さん（右）は「パンはおいしいし、人が集まるから会話が弾む楽しい店です」とほほえんだ。

